

平成27年第7回 飯塚市議会会議録第5号

平成27年12月11日（金曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第8日 12月11日（金曜日）

第1 一般質問

第2 議案に対する質疑、委員会付託

- 1 議案第133号 平成27年度飯塚市一般会計補正予算(第4号)
(総務委員会)
- 2 議案第134号 平成27年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
(厚生委員会)
- 3 議案第135号 平成27年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)
(厚生委員会)
- 4 議案第136号 平成27年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
(厚生委員会)
- 5 議案第137号 平成27年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)
(経済建設委員会)
- 6 議案第138号 平成27年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)
(経済建設委員会)
- 7 議案第139号 平成27年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)
(経済建設委員会)
- 8 議案第140号 平成27年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)
(経済建設委員会)
- 9 議案第141号 平成27年度飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)
(経済建設委員会)
- 10 議案第142号 平成27年度飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算(第1号)
(市民文教委員会)
- 11 議案第143号 平成27年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第2号)
(市民文教委員会)
- 12 議案第144号 平成27年度飯塚市水道事業会計補正予算(第1号)
(経済建設委員会)
- 13 議案第145号 平成27年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算(第1号)
(経済建設委員会)
- 14 議案第146号 平成27年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号)
(経済建設委員会)
- 15 議案第147号 飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
(総務委員会)
- 16 議案第148号 飯塚市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
の一部を改正する条例
(総務委員会)

- 17 議案第149号 飯塚市税条例等の一部を改正する条例
(総務委員会)
- 18 議案第150号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例
(総務委員会)
- 19 議案第151号 飯塚市同和対策施設条例の一部を改正する条例
(経済建設委員会)
- 20 議案第152号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例
(厚生委員会)
- 21 議案第153号 飯塚市住民基本台帳カード利用条例を廃止する条例
(市民文教委員会)
- 22 議案第154号 飯塚市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例
(経済建設委員会)
- 23 議案第155号 飯塚市農業委員会の選挙区等に関する条例を廃止する条例
(経済建設委員会)
- 24 議案第156号 飯塚市児童遊園条例の一部を改正する条例
(経済建設委員会)
- 25 議案第157号 飯塚市市民広場等条例の一部を改正する条例
(経済建設委員会)
- 26 議案第158号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
(総務委員会)
- 27 議案第159号 契約の締結((仮称)子育てプラザ建設工事)
(厚生委員会)
- 28 議案第160号 財産の譲渡(畝割集会所建物)
(総務委員会)
- 29 議案第161号 財産の譲渡(潤野下区集会所建物)
(総務委員会)
- 30 議案第162号 財産の譲渡(楽市川西集会所敷地)
(総務委員会)
- 31 議案第163号 土地の取得
(経済建設委員会)
- 32 議案第164号 指定管理者の指定(サン・アビリティーズいいづか)
(厚生委員会)
- 33 議案第165号 指定管理者の指定(飯塚市斎場)
(市民文教委員会)
- 34 議案第166号 指定管理者の指定(飯塚市営駐車場)
(経済建設委員会)
- 35 議案第167号 指定管理者の指定(飯塚市新産業創出支援センター)
(経済建設委員会)
- 36 議案第168号 指定管理者の指定(庄内温泉筑豊ハイツ)
(経済建設委員会)
- 37 議案第169号 事務の受託(電子情報処理組織による戸籍事務)
(市民文教委員会)
- 38 議案第170号 市道路線の廃止
(経済建設委員会)

- 39 議案第171号 市道路線の認定
(経済建設委員会)

第3 追加議案の提案理由説明、質疑、委員会付託

- 1 議案第173号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(総務委員会)
- 2 議案第174号 指定管理者の指定(健康の森公園市民プール及び体育施設)
(厚生委員会)

第4 請願の委員会付託

- 1 請願第3号 よりよい保育の環境づくりについての意見書提出に関する請願
(厚生委員会)
- 2 請願第4号 一条工務店の白旗山メガソーラー開発に関する請願
(市民文教委員会)

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長(鯉川信二)

これより本会議を開きます。昨日に引き続き、一般質問を行います。

8番 宮嶋つや子議員に発言を許します。8番 宮嶋つや子議員。

○8番(宮嶋つや子)

おはようございます。日本共産党の宮嶋つや子です。通告に従い、一般質問を行います。

第1は、目尾小学校と幸袋小中一貫校づくりについてです。まず、1点目は、大規模校化と少人数学級についてです。「飯塚市が目指す教育」というパンフレットの中で、小中一貫校のメリットとして不登校が減少した。小学校から中学校へのスムーズな移行ができた。学力が向上し、学校が楽しいと感じる児童生徒が増加した。高学年、特に中学生が低学年の児童と接することで優くなったと全国で取り組んでいる自治体から報告されているということで書かれておりますが、果たしてそのようになっているのかどうか、お尋ねいたします。

○議長(鯉川信二)

教育部長。

○教育部長(瓜生 守)

飯塚市が目指す教育についてのご紹介をいただきましたけれども、パンフレット記載のとおり全国的な小中一貫教育のメリットとしては、ご案内のとおりでございます。現在飯塚市のほうでも進めております小中一貫教育、特に穎田校が施設一体型として先に開校しておりますけれども、やはりメリットといたしましては、さきにご紹介のような報告が学校からもされておるところでございます。

○議長(鯉川信二)

8番 宮嶋つや子議員。

○8番(宮嶋つや子)

今のところ、動き出しているのが穎田校だけということで、もともと穎田校の場合は、小学校1校に中学校1校という学級規模が大きいということですので、あまり、そういう意味では、矛盾がないというか、言われるようなことになっているのかもしれませんが、今後、2校3校、合併、統廃合という形になってくると果たしてそうなっていくのか、ほかの市の場合なんか見ても、どうなっているのかなという疑問が残ります。

私も穎田の小中一貫校には開校当時、視察に伺いました。学級規模は大きいんですけど

も、公民館が併設されているということで、建物自体はとて大きくなってしまして、私も玄関から入って、最後帰るときにどちらの方向に行けば玄関に行くのかと、ちょっと不安になった部分もありました。1年生とかは迷子になるんじゃないかなというような心配もあります。幸袋の小中一貫校です。幸袋小中一貫校になると学級数、また児童生徒数、これはどんなふうになりますか。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

お尋ねの幸袋中学校区の小中一貫校が開校したときの学校規模でございますけれども、幸袋小学校、それから、目尾小学校が統合した小学校となります。各学年3学級、そして中学校については現状と変わりはございませんが、中学校は3学級ということで、小学校については18学級、中学校9学級で合計27学級の規模になると言うことを推計しております。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

学級規模の標準は、学校教育法施行規則第41条により12学級以上18学級以下というふうになっています。幸袋小中一貫校の場合は、今、言われましたように、小学校で18学級、中学校が9学級、合わせて27学級になります。これは、学校の規模として、標準的な学級規模と言えるのかどうか。小学校は18学級以下がいいですよというふうになっていると思うのですが、この場合、中学校のクラスがプラスされるわけですがけれども、こういう場合でも標準的な学級規模と言えるのかどうか、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

今、ご案内いただきましたように、学校教育法施行規則には、小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態、その他により特別の事情のあるときはこの限りではないというような規定がございます。先ほどご説明いたしましたように、18学級の小学校規模ということ推計しておりますけれども、この規則に照らしましても、標準的な規模であるという認識をしております。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

小学校は18学級以下ですけれども、学校全体としては27学級になるわけですね。子どもたちは、小学校1、2年生が中学生のクラスのほうに行くことがあるのかどうかわかりませんが、やっぱり学校規模が大きくなるということではマンモス校とまでは言えないのかもしれませんが、学級規模は大きいのではないかなと。児童生徒数を合わせると700人を超えます。現在の目尾小学校児童数が約200人ですから、この目尾小の子どもたちは、いつから入れるのかわかりませんが、新しい小中一貫校に入れば、今まで過ごしてきた人数からいくと、3倍以上、こういう規模になるわけです。校舎も地下1階、地上3階建という変則的なところもありますし、大変大きな校舎の中で子どもたちは緊張して過ごすことになるのではないかなというふうに思います。こういう中で、開校の期日をめぐって、工事の遅れからさまざまな問題が出ております。ぜひ、子どもたちの立場に立った対応をお願いしたいと思います。

2点目は、子どもの安全についてです。幸袋小中一貫校になると通学方法はどうなりますか。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

幸袋中学校区小中一貫校の通学方法につきましては、建設地が現在の幸袋小中学校の敷地の中に建設されることや、中学生は自転車通学が認められていることから、中学生及び幸袋小学校の児童生徒につきましては、現状の通学方法をそのまま続けていくという考え方でございます。

目尾小学校の児童につきましては、幸袋小学校の児童との通学距離を勘案いたしました中で、スクールバスを運行すべきものと考えております。このスクールバスの運行を方法につきましては、現在の幸袋小学校区の通学距離が、最長の児童と比較をいたしまして、通学距離が長くなる自治会の範囲の小学校1年生から6年生までの児童を対象と考えております。ただし、当面の間でございますが、対象外となる自治会につきましても、6年間はスクールバスに乗車可能というようなことで、提案を申し上げております。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

では、具体的には、今現在、幸袋小学校の児童が一番遠くから通っているというのは、大体どの辺の自治会で、どのくらいの距離になるのか、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

ご質問の件でございますけれども、旧幸袋の庄司地区が該当いたします。距離として私どもで把握しておりますのは、3.6キロというふうに承知をしております。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

文科省によると、大体4キロが上限というふうなことを言われているようですけれども、では、例えば、その3.6キロなり、4キロなりが基準になると思うんですが、そうすると、目尾小の子どもたち、どの範囲の子どもたちがいわゆるスクールバスの範囲になるのでしょうか。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

目尾地区と隣接しております幸袋小学校区で申し上げますと、津島、柳橋地区がございまして、それに隣接をする目尾地区の自治会を除くほかの自治会が対象というふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

それから、今1つ言われましたのが、6年間は全ての子どもを対象にするというふうに言われましたけれども、この意味を教えてください。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

現在、統合の時期につきまして、最近でございますけれども、開校を平成28年4月ということで予定をしておりましたが、学校舎の建設のほうが遅延をいたしておまして、予定どおりの開校ができないという状況がございまして、さらに、開校したのちも現在の幸袋中学校、小学校の校舎を解体いたしまして、グラウンドを初めとした学校施設の整備を開始するような計画でございまして、統合後につきましても、当分の間でございますけれども、工事をしながらの学校活動

を行っていただくという状況がございますので、通学の安全を確保するという意味合いからも、目尾小学校からの児童につきましては、私どもの考えとしては全員がスクールバスに乗車をしていただいて、新しい学校のほうへ通学をしていただくというような考え方を持っております。ただし、工事が終わった後に直ちにやめるのかということもございますので、経過措置として6年間は乗車可能ということにさせていただきたいと考えております。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

その6年間というくりは、何か意味はあるのですか。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

1年生に入学して卒業するまでの間という考え方でございます。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

子どもたちの中でスクールバスに乗れる子、乗れない子とか、いろんな場合も将来的には出てくるということですね。スクールバスについては、飯塚市でも運行している学校がありますので、いろんな経験を踏まえて、改善されていると思いますが、スクールバス運行によるメリット、デメリットについてお尋ねをいたします。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

まずはメリットでございますが、今も申し上げましたように、通学上の安全の確保ということが言えるかと思えます。ただし、その安全の確保をするだけで果たして教育的にいいのか。基本的には、通学というものは徒歩を原則といたしております。これはやはり健康面、それから、身体の成長を促すということでもメリットがあるというふうに考えておりますので、できるだけ環境が許せば、徒歩通学をしていただくということが原則にございます。

またその次に、これが私どもの学校施設再編整備計画のほうにも掲載しておりますが、それがかなわない場合については、自転車通学が次に考えられると。その両方の手段にもより難しいような距離的な問題があるというようなことについては、スクールバスの導入を検討するというような計画を立てておりますので、その方向で進めさせていただいておるものでございます。

次に、デメリットにつきましてでございますが、やはり学校の事業計画と申しましうか、そういうものについて制約を受けるということが1点ございます。どうしても運行時間ということを決めてしまいますので、その枠を外しての活動がしにくくなるというようなデメリットが考えられるかと思っております。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

確かに、交通面、安全面、いろんなこともバスに乗せておけば安心だという部分はあるのかも知れませんが、1976年6月に名古屋高裁で行われた統廃合の是非が問われた裁判の判決で、統廃合で徒歩通学の機会が失われることにより、人格形成上、教育の良き諸条件を失うということで、徒歩通学が子どもの人格形成に果たす役割、地域の人々や自然との触れ合いの重要性を示して、廃校処分の取り消しを認めたことがありました。こういう本当に子どもたち、学校行き帰り道草を、昔のように、治安とか、交通事故の心配がありますから、なかなか思うようには、

子どもたちも今忙しくてできてないかもしれませんが、こういうところでやっぱり、周りの人との触れ合い、そういうものが子どもたちを学校の教育だけではなく、成長させるということでは、本当に通学ということも1つの教育であるというふうなことで、こういうふうな判例が出てきたわけですが、さまざまな反対の声を押し切って、小中一貫校づくりを進めるやり方、もう1つこの辺も含めて反省すべきだというふうに考えています。

いわゆる通学道路に対するいろんな点検だとか、整備ですか、今からではあるかもしれませんが、そういうものがもう行われているのかどうか、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

これは、幸袋に限らずでございますが、学校、それから学校の保護者代表者、そして地域の代表者、主にこういうふうな方から構成されます開校準備協議会というものを今、施設一体型の一貫校を、建設予定をしております地域に設置をさせていただいております。その中で、やはり今ご指摘のような通学上危険な箇所についての洗い出しを行ってございまして、道路管理者というのが市だけではなく、国、県と多岐にまたがりますし、またその改善要望につきまして、それぞれ関係部署が異なっておりますので、教育委員会、学校施設整備推進室を中心といたしまして、そのような検討の結果、改善が必要なところにつきましては、それぞれの関係機関のほうへ現在改善のお願いをしているという状況でございます。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

ぜひ、子どもに最善のということで、考えていただきたいというふうに思います。

次に、3点目は、目尾地域振興基本計画と目尾小学校跡地についてです。目尾地域振興計画における目尾小学校の位置づけがどうなっているのか、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

企画調整部長。

○企画調整部長（森口幹男）

飯塚市目尾地域振興基本計画につきましては、清掃工場建設と一体的なものとして、目尾地区を含めた周辺地域、幸袋地域の浮揚、発展を図るため、行政と地域の協議によりまして、平成7年8月に策定されております。その後、その整備事業につきましては、市の財政事情や1市4町の合併など、行政を取り巻く環境の変化により、その都度状況に応じて見直しが行われまして、直近の状況では、地元の代表者等を委員といたします検討委員会から、平成25年12月に飯塚市目尾地域振興基本計画についての答申書が提出されております。その答申書の内容でございますけれども、幸袋小中一貫校のあとの目尾小学校の跡地の取り扱いにつきまします項目といたしましては、「幸袋小中一貫校開校後に、目尾小学校の既存の体育館及び児童館は地域のコミュニティ施設、体育施設として整備し、地域住民に開放すること。また、グラウンド側からの進入路も整備すること。」とされております。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

学校は地域コミュニティの核という性格を持っています。この統廃合で次々に学校がなくなり、地域のまとまり、結びつきが薄れていく。施設としてのコミュニティ施設というのはつくられるわけですが、やっぱりその中で、子どもを通しての親のつながりとか、こういうものがやっぱり薄れていくのではないかな、そういうふうになっていくのではないかなというふうに思います。子どもたちが豊かに育つ環境が本当になくなっていく。そういう危惧を感じます。

目尾小学校、目尾地域の保護者の方、地域の方が言われるのはなにしろ情報が少ない。今回の校舎建設の遅れでもぎりぎりにはしか説明がない。皆さんのご意見はお聞きしますけども、もちろんそうなんでしょうけども、最終的に教育委員会で決定しますと、そういう態度が、もう一つの納得がいかないという声が、ほんとに聞かれます。今回の庁舎建設の説明会でもアンケートをとるといふうに言われておりましたけれども、このアンケートを取られたのかどうか、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

暫時休憩いたします。

午前10時22分 休憩

午前10時22分 再開

○議長（鯉川信二）

本会議を再開いたします。

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

校舎建設の遅れでアンケートをとられると、説明会のときにアンケートをとられるというお話でしたけども、このアンケートとられたのかどうか、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

幸袋一貫校の建設に伴いまして、学校舎の建設が遅延いたしまして、統合の時期がずれ込むということで、確かに、説明会の中でアンケート調査を実施してはいかがですかというご提案は受けております。私どものほうとしてアンケート調査を実施いたしますというような、こちらのほうからアンケート調査を実施するということは、ご説明を申し上げておりません。と申しますのも、アンケートに基づいて仮に実施をいたしまして、やはり、建設をやっている現場でございしますので、受け入れられる時期とそうでない時期がございますし、またその説明会の中でも申し上げておりますが、児童生徒に与える影響の問題、そして教員の配置を初めといたしました学校としての責任ある対応が取れる時期ということもございますので、先ほどご意見の中にございましたけれども、そのようなさまざまなご意見を聞く中で、教育委員会といたしまして、一番ふさわしい時期ということを最終的に決めさせていただこうという考え方でございます。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

幸袋中学校であった説明会のときに、目尾のご父兄の方が言われたのは、目尾の説明会には50人ぐらいお見えになっていたそうですけども、いろんな意見がでて、反対というか、いろんな意見が出た中で、皆さんの意見が全てではありませんからねというふうに部長が言われたので、そうであれば、アンケートを取ってくださいという話になったというふうに聞いたと思うんですけど、違いますか。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

その経過についてご説明をいたしますと、説明会の中で私どもが幸袋の一貫校のグラウンドも含めての全ての完成時期、これを30年3月までに終えますというようなご説明をさせていただ

きました。それならば、統合を急ぐ必要はない、30年3月全ての施設の建設が終わって、目尾小学校は統合すべきではないかというようなご意見がございまして、それについて、そういうふうに変えることを、何といたしましょうか、できないのかというご質問がありましたので、これにつきましては、やはり予定といたしましては、来年の2学期には幸袋の中学校小学校を統合いたしまして、新しい校舎で学校活動を開始いたします。そしてその後、古い校舎を解体して、グラウンド整備を進めていかなければならない。また、それを遅らせてはどうかという意見もありましたけれども、今、幸袋中学校小学校の生徒については、学校施設的环境として十分完備された状況で学習を行っているわけではございません。この時期というのは、できるだけ私どもも早く終わらせたいという気持ちもございまして、そういう中で、30年3月と目尾小学校との統合をどうかというようなご意見があったので、その当時は、今ご説明がありましたけれど、71名の保護者の皆様方に参加をいただいております。その中で全ての方がそういうふうに思っているのかどうかは計り知れませんがということで、私どもから30年3月の統合だということの問題があるというようなご説明をさせていただきました。そのやりとりでございます。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

71名、50名くらいと聞いていたつもりでしたけれど、やはり多くの方が不安に思っているんですよね。せっかく、いろんな反対がある中で、統廃合、小中一貫校ができることになったわけですけども、目尾の子たちだけがあとから入るということで、子どもたちの気持ち、その気持ちをもう1つ考えてもらいたいというのが目尾の親御さんたち、新しくできた校舎に子どもたちはうれしくて、早く入りたいという思いもあるかもしれませんけれど、そういう思いの方がいらっしゃいます。先ほども言いましたけれども、多くの方から聞かれるのが、説明がなかなかないと。今回も工事の遅れのことに関しても「なんとかだより」というのが出ておりますけれども、3月のあと、まだ出てないんですよね。学校だよりでしたかね、小中一貫だよりみたいな。ぜひ、皆さんそういういろんな情報を待ってありますので、何もかも決まって、決まったことだから従いなさいよというようなことではなくて、やっぱり一緒に学校をつくっていく、子どもたちの成長を見守っていくという立場に立っていただきたいというふうに思っています、この項を終わります。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

第2は地域交通対策についてです。1点目は、潁田地域のあすか号の復活などの改善についてです。私、6月議会で3つ提案をしました。1つは朝だけしか運行していない2台ある、あすか号を活用して、潁田の地域内を巡回するバス。また、市街地、特に市役所方面への直行便をつくる。2つ目に西鉄バスとの連携も図る。3つ目にエレベーターがあって、高齢者が使いやすい、JR小竹駅へ乗り入れることです。小竹駅の乗り入れについては、例えば筑穂地区で桂川駅への乗り入れ等も実施できておりますので、小竹当局との調整や協議の結果、小竹駅付近までの運行は可能だと考えております。ただし、小竹路線は西鉄バスが走っていますが、その路線を通るといことは、赤字問題も可能性があるということもありますので、十分慎重に討議しながら行ってまいりたいという答弁でしたが、その後の検討経過をお願いいたします。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

6月議会以降、各地区のまちづくり協議会の皆様方などからご意見をお伺いしまして、潁田地区におきましても、潁田まちづくり協議会から要望を出していただいているところでございます。その要望につきましては、現在、飯塚市地域公共交通協議会に諮り、検討を行っているところで

ございます。

まず1点目のあすか号の復活という点につきましては、協議会等からの要望はあっておりますが、現在、コミュニティバス、予約乗合タクシーの併用運行に加え、あすか号を運行するということについては、大きなコストを伴うものでございますので、当面でございますが、現在のコミュニティバス等の運行をできる限り改善を図ることで対応したいと考えております。

次に、小竹駅への乗り入れの件につきましては、今質問議員が言われましたとおりの理由がございますので、なかなか厳しいものでございますが、現在、小竹駅近辺の状況につきましては、柔軟な運行を行うことで対応しているところでございます。その他、今言われました市役所への直行便等は現在、検討までは至っておりません。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

せっかくあるあすか号ですね、地域住民の宝というべきものであります。担当が教育委員会である、補助金の関係もあるということではありますけれども、これを本当に活用できる方法を検討していただきたい。今後とも要望していきたいというふうに思っています。

小竹駅への乗り入れについては、コミュニティバスではなかなか難しいというようなことでしたけれども、予約乗合タクシー、こういうものでの乗り入れは可能なのでしょうか。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

6月のご質問にも答弁したかとは思いますが、今、筑穂地区の予約乗合タクシーを桂川駅まで乗り入れるということで協議を進め、現在、それに至っているところでございますので、同様に小竹駅への予約乗合タクシーの対応はできるものと考えております。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

できると考えているということは、まだ決まっていないということでしょうか、どういうふうにしたらできるようになるのですか。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

申しわけございません。できます。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

これは日にちを待たなくても、年度がわりかなんかでするんですかね。即、いつからというふうにはなるのですか。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

正式な決定といいますか、申しわけございません、来年からということの判断でございます。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

ぜひ、早急に進めてもらいたいというふうに思います。

それから颯田の皆さんからの要望が多かったコミュニティバスの高齢者福祉センターへの運行については、公民館も颯田小中一貫校の中に移動しているということから、公民館から福祉センター、そして颯田支所へというようなルートも検討できると思いますとの答弁でございましたが、この具体化に向けては話が進んでいるのでしょうか。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

その点につきましては、現在、先ほど言いました地域公共交通協議会に諮っておりまして、現在、公民館経由というところまでは至っておりませんが、福祉センターへのルートを今、検討して、協議をいただいているところでございます。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

地域公共交通協議会において決定しないと決まらないということでしょうけれども、ぜひ、早急な具体化をお願いしたいと思います。できることから、1つ1つ改善していく、実現していくということが大事だというふうに思います。

2点目は、筑穂地域の交通対策の改善についてです。これも同僚議員が9月議会で質問をしました。コミュニティバスの内野地区、大野地区への延長については経費の問題を含めて検討中だというふうな答弁でしたけれども、その後、どのような検討がなされたのか、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

内野・大野地区へのコミバスの延伸につきましては、先ほどの颯田地区の答弁と同様になりますが、コスト面からすぐには実施できないと考えております。ただし、昨日の一般質問で、議員のほうからご意見やご指摘がございました今後につきましては、地区の状況により適した運行を図っていくために、まちづくり協議会独自の取り組み等を支援していくことも視野に入れて、今後、公共交通のあり方について検討してまいりたいと考えております。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

コストという言葉が何度も出てきますけれども、これは、住民福祉であるわけで、コスト、採算が合うというようなことではないと思うんですね、ぜひ、地域での取り組み、応援していただいて、改善していただきたいというふうに思います。

それから、コミュニティバスの高田のバス停の位置を青山医院の駐車場のほうに変更できないか、また、予約乗合タクシーのJR桂川駅と青山医院までの乗り入れについては、桂川町や関係業者、タクシー業者などと協議を重ねて、目途がつきそうだという答弁だったと思うのですが、その後の経過をお願いします。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

桂川町への乗り入れは、先ほど答弁したとおりで、実現に向けて進んでおります。

それと青山病院の敷地内へのルートにつきましては、私も現地を確認しましたが、今のバスのサイズで、そこに乗り入れまでしてUターンして帰ってくるのはなかなか困難でございまして、それにつきましては、まだ、実現の方向では話は進んでおりませんが、ほかに、筑穂地区のまちづくり協議会から要望がございましたバス停の新設やルートの見直し等につきましては、今、先

ほど言いました協議会に諮って、来年度以降、進めていくようにいたしております。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

もう1つ、地域住民の方がスクールバスを利用すると、混乗ということになりますが、このことについては、連携を図って、慎重に審議するという答弁だったと思うのですけれども、審議が行われたのかどうか、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

スクールバスにつきましては、私のほうから答弁しづらいところがございますが、今後の課題だと思っております。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

今後も慎重に、ずっと慎重に審議をされると。教育委員会のほうの答弁じゃないからですね。ぜひ、本当に地域の皆さん、以前、それをやれていたわけですから、ぜひ、いい方向で検討していただきたいというふうに思います。

また、もう1つ、JR九郎原駅への普通列車の停車、また筑前大分駅のバリアフリー化について、JR九州へ要望や交渉をその後行われたのかどうか。特にバリアフリー化については、日数がかかるとは思いますけれども、九郎原駅の停車についてはそこを走っているわけですから、何分もそこに停車するわけでありませんから、ぜひ、強く要望いただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（鯉川信二）

企画調整部長。

○企画調整部長（森口幹男）

JRへの要望でございますけれども、今言われました九郎原駅の通過の件は復活という話は非常にハードルが高い問題でございますけれども、今後につきまして、そのような地域住民の方々に不利益になるようなダイヤの改正は行わないことというようなことは強く要望しております。あわせて、大分駅のバリアフリー化でございますけれども、これは大分駅に限ったことではございませんで、沿線、駅のバリアフリー化もあわせて要望を行っておりますし、今後も継続して協議を進めていく予定でございます。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

ぜひ、住民の方が大変不便であるということも、前回、部長が答弁をされております。やっぱり、飯塚市は飯塚市民の立場に立って、市民の要望をきちんと伝えていく。ハードルが高いとかいうことではなくて、きちんと要求していくべきだというふうに思います。

そこで、次に移ります。3点目は、旧庄内町の福祉バスの復活についてです。合併前の庄内では「ふれ愛号」、ふれあいの「あい」は愛情の「愛」という字を書きます。このふれ愛号、どのような利用がされていたのか、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

旧庄内町で運行されておりました「ふれ愛号」は、当初60歳以上の高齢者及び心身障がい者

の方々を対象にした福祉バスとして運行されていたと聞いております。平成19年度より一般市民の方も利用できるコミュニティバスに移行しております。「ふれ愛号」につきましては、利用される方につきましては、福祉施設の利用者の方が多かったというふうに聞いております。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

60歳以上が高齢者という言葉にちょっとドキッとしますけれども。「ふれ愛号」は1日2コース、上区、下区というふうに分かれていたようですが、計6便、毎日運行され、北は元吉筑豊ハイツ、南は高倉や筒野までほとんどの集落を回っていました。バス停の数は40カ所以上にも及びます。合併直後の平成16年度の運行日数は356日です。土日も運行されていたということですね。利用者数は5733人となっています。現在の庄内地区におけるコミュニティバスと予約乗合タクシーの利用状況がどうなっているのか、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

現在のコミュニティバスと予約乗合タクシーの併用運行におきまして、まず、コミュニティバス庄内・飯塚線の平成26年度でございますが、利用者数は4334人、予約乗合タクシーの利用者が2568人となっております、合計で6902人となっておりますので、当時の「ふれ愛号」より多く、また、徐々に年々利用者がふえている状況でございます。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

今のコミバスが4334人、乗合タクシーが2568人ということで、ふえていますというご報告でしたけれども、コミュニティバスは庄内の福祉センターハーモニーの前を出発するというだけで、庄内の地域の中は1カ所も停まりません。次に停まる場所は、下三緒団地なんです。だから、コミバスの数はこの利用者の数をもし、比較するとすれば、コミバスの数は、地域内をめぐる福祉バス、ふれあいバスと比較するのはいかにかなというふうに思います。

そこへいくと、「ふれ愛号」の利用者が5733人、地域内をめぐる乗合タクシーは2568人ですから、「ふれ愛号」のときよりも半分以下の方しか地域内を乗っていないということが考えられます。なかなか住民の皆さんの移動機関にはなっていないというのが現状だろうというふうに思います。

庄内地域の公共交通としては、JR後藤寺線が下鴨生駅と筑前庄内駅の2駅がありますし、西鉄バスは、いわゆる赤坂橋行きというのがありまして、有井、仁保、綱分、赤坂こういう地域は通るのですが、その外側にある地域には公共のバスがありません。そういうことで、なかなか地域の中を移動するのが大変だというのが状況です。予約乗合タクシー、家からそこまで行けるんだからと言われますけども、これで飯塚まで行けるわけではありませんし、なかなか皆さんにとっては使い勝手が悪いというふうな声も聞きます。

1つ、公民館と体育館というのが離れた高台にあって、とても便利が悪いということです。庄内公民館を経由する、コミュニティバスはそちらの方向に向かっていくわけですから、少なくとも福祉センターを出たあとに、下三緒団地の手前で庄内公民館を経由するコース、こういうことが検討できないのかどうか、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

他の地区のコミュニティバスのルートやバス停のことと同様でございますが、各地区の要望に

よりまして、検討は当然可能でございます。ただし、先ほども申し上げましたが、今後の地域における公共交通につきましては、各地区のまちづくり協議会等と協議しながら、その地区の特性に合った体制を構築していきたいと考えております。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員にお知らせいたします。発言残時間が3分を切っておりますので、よろしく願いいたします。8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

コミバスの延長は、なかなかコストがかかって大変だから、いろんな工夫をしながら、地域のまちづくり協議会とも工夫しながらやっていきたいと言われました。しかし、もともと合併前は、合併してからもですけれども、この全域をこの「ふれ愛号」が走っていたわけですよ。そのときは、飯塚市として、住民福祉のためにがんばっていました。今、ここにきて行革だ何だといいなながら、行革の中ではコストは現状維持をして、成果を拡大するように工夫することというような方向性も示されているということですので、福祉とかいうことは、経費とそのあとの成果が目に見えるものではないわけですよ。やっぱり皆さんが、外出が気軽にできることによって、健康が維持できるということであれば、医療費の抑制にもつながってくるわけです。何もかも同じ判断で大きな経費がかかるからできないということではなくて、経費をかけるにはかける、住民福祉のためにはお金を使う、こういう市の姿勢が大事だと思います。これは部長答弁では無理なのだろうと思いますが、そういう方向で市長の決意、住民福祉のためにコミバスとかこういうところにお金を使うことに対しての市長のお考えをお聞きしたいと思っております。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

質問議員が言われることは、十分理解できるところでございます。その中で、先ほどから何度もコストというお話をさせていただいておりますが、確かに、住民福祉のためには、お金をかけるところはかけなければいけないと考えておるところでございますが、先ほどからたびたび申し上げますように、その地域、地域にあった公共交通の体系、特に今、各まちづくり協議会からは自主運行するので、バスの貸与とか維持経費の補助とかいろんな意見が出てきていますので、その方向で今後、進めていきたいと考えていますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員をお願いいたします。間もなく発言時間が終了いたしますので、最後の質問としてまとめていただきますようお願いいたします。8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

ぜひ、住民のために使うお金は惜しまない。無駄遣いはいけませんけれども、無駄は削って、福祉に回すという姿勢で、ぜひ地域の住民の皆さんの意見も取り入れながら、改善をしていただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（鯉川信二）

暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（鯉川信二）

本会議を再開いたします。

7番 川上直喜議員に発言を許します。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。通告に従い一般質問を行います。第1は、地域医療における市立病院の役割についてです。

1点目は、地域医療振興協会の地域医療連携についてですが、まず、飯塚市の地域医療に関する考え方と取り組みの特徴をお尋ねします。

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

市立病院は県の医療構想の中では、飯塚医療圏に属しております。この医療圏には、高度先進医療を提供できる飯塚病院があり、済生会飯塚嘉穂病院、赤十字病院等とともに、それを補完する役割の急性期2次医療を提供する病院に位置づけられております。

また、1次医療を提供する医師会等の開業医と連携をとり、慢性期医療等にも積極的に取り組んでおり、さらには急性期から回復期へ移行する患者様の支援病院としてのスタンスも持っていることから、3次高度先進医療の飯塚病院と1次医療の中間にあつて、地域医療体制の中ではきわめて大きな役割を果たしております。

特に、市立病院一部建替事業において本年1月に新棟が開業いたしました。それに合わせてこの医療圏に不足していました回復期病床を設置、さらには地域包括ケア構想の中核をなす包括ケア病床の設置も計画しており、今後、地域医療の中での重要度はさらに増していくものと考えております。このような市立病院は、地域医療との結節点、連携ポイントとしての特徴を持っているというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

地域医療振興協会の考え方の中心点をお尋ねします。

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

先ほど市が考える市立病院は、地域医療の結節点、連携ポイントとのご答弁をいただきましたが、指定管理者におきましても同様に考えられ、そのため、1次医療機関の支援を展開できるよう、各大学医局と連携することで、先進医療の提供も可能な体制をとっているのとあわせて臨床研修病院として、市立病院を拠点に県内外、僻地の医療支援も行っているところでございます。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

地域医療連携については、指定管理契約の第22条に規定がありますが、内容の説明を求めます。

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

協定書の第22条第1項では、地域医療の充実強化として飯塚医師会、地元医療機関等と連携し、誠実かつ効率的に地域医療の充実に努めなければならない。第2項といたしまして、臨床研修病院、僻地医療拠点病院として、地域医療、僻地医療の充実に寄与することと規定しております。これは、先ほどご答弁いたしました市立病院について、市が考えるあるべき目標像をあらわしたものであり、市立病院の運営に当たっては、最も重要な内容となっております。現在この規定にのっとり、指定管理者も運営を行っております。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

本当にこの22条に基づいた責任ある市の立場が貫かれているかどうか問われるわけですが、飯塚市立病院は1市4町合併の翌年、地域の存続の願いを顧みず、国が責任を放棄して強引に廃止した筑豊労災病院を、2億8814万円余を投入して購入し、平成20年、地域医療振興協会を30年間指定管理者として再スタートしました。その後、地域住民と医療労働者の懸命な努力が続けられ、激動のうちに7年半が経過しました。市は、第2次総合計画を策定するに当たり、地域医療を最重要テーマの1つにしなければならず、この間の教訓を明らかにしておくべきであります。

そこで2点目は、平成20年度からの教訓についてです。地域医療振興協会は、この秋から医師マニュアルを一部増補して、地域医療連携について改善を図っています。その内容、またこの改正に市がどのように関わったか、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

お尋ねのマニュアルでございますが、診療の基本方針でありまして、医師が診療に当たるときの基本的事項を定めたものでございます。今回この指針の改正が行われております。その主な内容といたしましては、地域医療における医療連携を促進するために必要なことといたしまして、紹介患者についての診療はできるだけ他の診療に優先させること。紹介の意図が不明確な場合には、紹介元の医師に電話連絡を入れること。カルテには、バイタルサインを必ず記載すること。患者を帰宅させる場合には、今後の予後予測について一言添えることという内容になっております。さらに診療事例が紹介されております。今回の改正は平成21年に入院患者様が市立病院で亡くなられたケースを教訓に、医師業務を再確認し、徹底するため改正をしたとのことでございます。なお、このマニュアル改正に関しましては、市は関わってはおおりません。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

地域医療における医療連携の促進に必要な増補と言われました。この内容はどのように徹底されているのか、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

このマニュアルの徹底でございますが、指定管理者によりますと、9月と10月に医局等関係者を集め、周知したということでございます。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

この医師マニュアル改正に至った診療事例、ここで読みあげて、示してください。

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

事例として紹介されておりますのが、在宅担当医師との連携が不足していたと思われる事例として、脳梗塞後遺症が紹介されております。概要といたしましては、脳梗塞後遺症の患者様が在宅で開業医による診療を受けておられましたが、変調がみられたため開業医の紹介により市立病

院を受診し、診察のため胸部CT等検査を行いました。点滴を行い、帰宅をしております。3日後、様子がおかしいと再度受診されまして、受診中、心筋梗塞による心停止、一旦心拍が再開いたしましたが、翌日に死亡されたものでございます。これは実際に平成21年度にあった事例でございます。この事例を受け、今回出されたマニュアルでは、留意点といたしまして、バイタルサインの記載があれば即時入院の必要なしの証明の一助となった。開業医との治療方針が確認されていれば、死亡を避けられなかったとしても患者側の理解は得られたとし、バイタルサインの重要性、在宅医師との連携の重要性に注意を喚起したいというふうにされております。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

2つのことを紹介してもらいましたが、このような初歩的なことを書いた医師マニュアル増補と診療事例の留意点が今取り上げられなければならないというのは、深刻な現実が市立病院に横たわっているからではないでしょうか。この診療事例で紹介された42歳の男性、今村幸満さんは、ご両親が今も息子さんを入院させなかったことの誤り、死に至る真実を明らかにしたい、死は避けられたはずだと地域医療振興協会、市立病院に診療情報の提供を求め、話し合いを続けています。そうした中、息子さんが亡くなって3年後の5月17日、ご両親は市の担当課を訪ねて経過を訴え、調査を求めました。市はどういう調査を行ったのか、その経過と結果、記録はどこにあるのか、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

当時、市担当課へは、ご遺族がご相談された方を介してご相談がっております。そこで、担当課では事実確認のため指定管理者から事情について説明を受け、ご遺族に対し十分に状況の説明をするよう指導をいたしました。その後、指定管理者が状況説明するも、ご遺族にはご理解を得られなかったことから、ご遺族のお考えを伺う必要があると考え、当時の担当部課長においてご遺族に数度お会いし、直接当時の事情やお気持ちを伺ったのち、そのお気持ちを指定管理者に伝えるとともに、対応について協議をいたしました。それを受けて指定管理者としても対応されており、現在も継続して遺族の方と話し合いをされていると報告を受けております。

（発言する者あり）

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

そのやりとりの記録は、現在、存在しておりません。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

ご両親と地域医療振興協会は、ことしの7月30日、話し合いの中間的まとめを行い、双方がそれを認めるサインをしております。ここには地域医療における市立病院の役割のあり方を考える上で重要な教訓がありますので、この際、ご両親の了解を得て紹介させていただきます。

中間的まとめ。1、今村幸満の平成21年5月12日の診療に関する遺族父母の質問に対する飯塚市立病院の回答は、別紙のとおりである。2、幸満は脳性麻痺のために意思疎通がはかりにくいというえ、「幸満は刺激を与えても反応しなかった」と遺族父母が言う状態にあったのであり、主治医はかかりつけ医の紹介状の内容にとどまらず、患者の自宅での状況を家族からよく聞くなどして特別に慎重な診察が求められていた。3、当日の体温については、市立病院は看護師が測ったはずと言うが、主治医が体温をカルテに記入せず記録紙もないため、現在も体温が何度であ

ったか遺族父母に示すことができない。市立病院は、記入していないのは正常値であったからと主張するが、正常値であればカルテに記入しないというルールが市立病院にないことを認める。4、幸満は、刺激を与えても反応しなかったという深刻な状態であったとの遺族父母の指摘に対しては、主治医は自ら刺激を与えて反応を診ることをしなかったことを認めた上で、詳しく述べることができないが、少なくとも昏睡ではなかった。昼夜逆転の睡眠状態であり、異常はなかったと反論する。5、主治医は利尿剤の複合投与を受けていたことは知っていたが、この意識レベルにある幸満を見ても利尿剤の副作用を全く疑わず、胸水と腹水の状態から脱水症状を認めたが、血液検査など精密な検査をせず、かかりつけ医に対する診療情報提供書の中で、利尿剤の増量継続を指示したのは適切であったと主張する。6、父母の希望によるラクテック点滴において、看護師が血管に針を入れるのを繰り返し失敗し、主治医の所在が確認できないため別の医師が対応したために、主治医は脱水症状の進行した状態を把握できなかったとの父母の指摘に、市立病院は、ほかの医師が行うことはあり得ると反論する。7、主治医はラクテック点滴を指示したあとは、幸満の容態を自ら診ず、看護師からの連絡を受けただけで、父母に会わず、入院を希望するかどうか、その意思を確認することもせず帰宅させた。「入院させるべきであった。」、「家族の意思を聞くべきであった。」との家族の指摘に対し、主治医は、入院は必要ないと判断したので家族の意思を聞かなかったことに誤りはなかったと主張する。8、市立病院は、かかりつけ医に連絡し、入院を希望するか、在宅診療を継続するか意思を聞くべきだったと反省し、今後、入院希望の有無について患者本人や家族とともに、かかりつけ医の意思を確認すべきことを医師に周知徹底する。以上、中間的なまとめとする。

病院設置者として、齊藤市長、どう受けとめられるか、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

事例にありました件につきましては、愛するご家族を亡くされ、ご遺族は深い悲しみに苦しまれているということは察するにたかくございません。市といたしましても、お亡くなりになった方のご冥福を心よりお祈りいたします。飯塚市は市立病院の設置者でございますので、市立病院同様、市といたしましても、今回の件を教訓と受けとめ、また、1人1人の命の重さを肝に銘じ、市立病院であること、市民の期待に応えられる病院となるよう、飯塚市として責務を果たしてまいりたいと考えております。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

市長、私は2次医療機関ということで、落とし穴があったのではないかと心配するのです。紹介状があって、患者さんがみえる。そうすると紹介状を見て仕事をする。目の前にいる生きた患者さんの状態を真剣に医師が診療する、このスタンスが弱いことがあるのではないかという問題です。今村幸満さんは、このとき体重は30キロを切っていたわけです。脳性麻痺で胃ろうを取って、栄養状態が悪くて、利尿剤を長期間投与されて。こういう状態の患者さん、主治医が誰にも相談せず、意識状態を確認しない。入院させなかった5月12日、市立病院250床です。幾らベッドが空いていたのでしょうか。107です。絶対的な入院適応ではなかったとの病院側の主張は、私は非情で、不合理なものだと思います。少なくとも今読み上げました中間的なまとめは、再発を防止し、地域医療連携の信頼を強化するためにも、病院設置者である市が遺族の訴えを聞いた段階で真剣な調査を行って明らかにしなければならなかったことではないでしょうか。この事例が発生する半年前の平成20年11月に、地域医療振興協会が国と福岡県の機関から受けた指導の内容と改善を明らかにしてください。また、市はいつ把握して、どう対応したかもお尋ねします。

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

平成20年度については保存年限が来ており、確認がとれてはおりませんが、是正勧告の是正報告をする内容について報告がっております。主な勧告内容でございますが、時間外労働に関する協定がない。就労規則の届け出がない。衛生管理者を2名以上選任していない。産業医を選任していないという内容でございました。当時すぐに是正をしております。平成22年の外来診療マニュアル等の策定については、報告はあっておりません。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

飯塚労働基準監督署の労働基準監督官から、地域医療振興協会飯塚市立病院管理者、武富章殿宛てに、11月13日付で是正勧告書が出ています。協定がないにもかかわらず、時間外労働を行わせているというところが問題なんです。労働基準法第32条関連違反。福岡県嘉穂保健福祉環境事業所からは、立ち入り検査の総評として、同月18日付の文書により、「カルテに医師の署名がないものが多く見受けられるので、署名をするように徹底してください。」と指摘を受けています。今回事例の、今村さんの事例の翌年、平成22年4月20日には、「貴病院については電離放射線健康診断について実効線量による区分2の労働者がいることや、白血球数や白血球百分率等についても、有所見者が発生しています。被爆量を低減するため遮断を徹底することや、放射線時間の短縮等に配慮願います。」とする指導票を受けています。さらに翌年、平成23年12月14日には、安全衛生課長から「安全衛生指導書」の通知を受けていますが、その内容、市の対応を伺います。

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

平成23年、労働基準監督署の安全衛生指導書についても報告は受けておりませんでした。その指導の内容でございますが、メンタルヘルス対策として一般労働者等に対し、教育研修や情報提供をすること。相談窓口の設置、職場環境の把握・改善、心身両面の健康づくり計画の策定等、健康づくり対策についてとして、有所見者に対する栄養指導、運動指導、情報提供等の実施等が上っております。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

指定管理契約第12条には、管理業務の調査という規定があります。にも関わらず、指定管理者が国や県の機関から指導や勧告を受けても、市は事態を把握せず、その文書すら5年経ったからといって保存していないとの答弁であります。じゃあ、なぜ川上が持っているのですか、市の情報開示請求でもらったからですよ。だから写しは市にあるはずですが、今も。地域医療振興協会が、1、外来診療に関する業務マニュアル。2、飯塚市立病院診療の基本方針、基本指針。3、外来機能に関する当院の方針など重要文書をまとめたのは、今村幸満さんが亡くなって1年以上が過ぎた平成22年7月1日です。このことについても、市は何の関わりも持っていないという状況です。

そこで、3点目、病院設置者としての市の責任についてであります。これまで指摘してきた事実を見ると、市長は病院設置者としてこの7年半の間、地域医療の拠点として、地域住民の命と健康を守るために責任を持って頑張ってきた、市は万全の構えで取り組んできた、胸を張って言えるとお考えか、市長にお尋ねします。

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

市といたしましては、設置者としての責任を重く受けとめております。日ごろから指定管理者とは諸問題につき協議をいたしております。特に医師不足の解消に関しましては、強く要求をしてきております。その結果、開設当初は不足しておりました医師数も非常勤医師を常勤医師に換算しますと、当初の計画を超えております。さらに開設当初にはなかった皮膚科などの開設や禁煙外来の創設、リハビリ課の充実など、時代やニーズに合わせて変化していくなど、柔軟な対応も見られます。また、看護師数も施設基準を維持できる充足状態にまでなっております。そのような取り組みによりまして、結果的に患者数も伸びてきていると見ております。またサービス面でも改善されており、患者様を対象に満足度アンケートを実施いたしました。その一例でございますが、例えば、市立病院をほかの方に紹介したいかという問いに対し、入院患者様対象の場合89.3%の方が「したいと思う」あるいは「少し思う」と回答されております。この結果から、全般的には患者様に満足をいただいている、信頼も得ているというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

国が乱暴に責任を放棄して廃止した筑豊労災病院を、本市が、住民の皆さん、労働者の皆さんと力を合わせて引継ぎ、守り、水準を発展させてきたことは、積極面は正当に評価されるべきであります。しかし、市の真剣な反省がなければ、先ほどから指摘しているような問題、解消していかないと思います。このことはすでに質疑で明らかだと思えますけれども、市立病院を充実するためには、市が責任を自覚して体制を強化し、指定管理契約第12条により管理業務について積極的に関与し、調査し、改善を要求する。この取り組みを強めなければならないと思います。市の見解を伺います。

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

一般的に指定管理者に対する指導・監督は、当然、市にその権限はあるものと考えております。それは市立病院であっても同様だと考えております。ただ、少々ほかの施設と違いますのは、病院であるという点でございまして、医療という非常に高度な専門性の高い業務であるという点と、極めて秘密性が高い個人情報が集約されているという点にあるかと思えます。市が求めておりますのは、地域医療の充実でございます。市といたしましては、指定管理者である地域医療振興協会と協力して、その実現のため頑張ってもらいたいと考えております。もちろん地域医療の充実のために、必要に応じて協定第12条によって調査や指示は行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

病院設置者と指定管理を受けた側が協力するのは当たり前だと思います。しかし、設置者は設置者の責任、病院運営に当たる指定管理を受けたものは、その責任があつてね、この関係を曖昧にして、協力だとかいうことで、行くところにね、今の飯塚市の無責任の一端があらわれていると思うのですよ。立場をわきまえて仕事をするのが大事だと思います。

そこで、協力というのであれば、こういったことがあるのですよ。市立病院の管理運営に関する重要事項を協議する場として、年2回開催する市立病院管理運営協議会があります。市と指定管理者のほかは、医師会の代表しか加わっていません。これを本来あるべき状態に機能充実させ

るうえでは、職場、患者、さらに理由に詳しい弁護士の参加がどうしても必要ではないかと思うのです。見解を伺います。

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

ご提案の市立病院運営協議会は、飯塚市病院事業の設置等に関する条例第15条に規定する附属機関でございます。目的は、病院の管理運営に関する重要事項を協議し、健全なる病院運営に資するためとしております。委員は、市長、副市長をはじめ、指定管理者であります地域医療振興協会理事長、市立病院管理者のほか、飯塚医師会会長、副会長等で構成されており、市立病院の役割、課題から経営や運営方針、さらに建て替え事業について議題にされ、十分な協議がなされておると考えております。ご提案の外部委員といたしましても、すでに医師会からご参加いただいておりますので、それ以外の参加については、現在のところ考えておりません。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

こういったメンバーだけで協議会をやっているのは、飯塚市は全国でも珍しいんですよ。市長、ぜひお尋ねして答弁求めたいのですが、その教訓をもって引き出さなくてはならない、今村幸満さんの診療事例については、市は遺族ご両親の訴えを聞いたにもかかわらず、病院設置者としてまともな調査をせず、解決責任を放棄し、事実経過を含めた聞き取りの記録さえ残していません。これで病院設置者としての責任を果たしていると言えるでしょうか。病院設置者として、遺族にこのことについて謝罪し、市の責任の果たし方について、改めて調査を行い、教訓を明らかにする責任があります。市長の見解を伺います。

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

先ほどご答弁いたしましたとおり、指定管理者から当時の事情について説明を受け、ご遺族に対し十分に状況の説明をするよう指導いたしてまいりました。その後、当時の担当部課長において直接ご遺族に数度お会いしております。そのお気持ちを、指定管理者にも伝えるとともに解決のため対応について協議をしております。この間、市といたしましても、この件について関わってはきておりましたが、質問議員が言われますとおり、文書としての記録は残っておりません。この点につきましては、市としては反省すべき点であると考えております。今後は、指定管理者と協議し、審査機関等の指摘事項や医療提供に関する苦情等がありましたら、しっかりと報告を受けるよう改善してまいりたいと考えております。そのようにすることで、今後も市民のため、設置者としての責任を果たしてまいりたいと考えております。

○議長（鯉川信二）

市長。

○市長（齊藤守史）

今の流れを聞かせていただきまして、若干は聞いておりましたけれども、深くは私自身が入っていないところもありましたけれども、この市立病院というのが合併時の前に労災病院から外れてどうするかというような状態のときに、市の市民病院として存続させていただきたいという意見も多くありましたので、検討した流れの中で、福大というお話もありましたけれども、実質的に福大は難しいということで、地域振興協会に移ったわけですけれども、そのときの理事長と私がいまして、こういう形で病院がほしいんだ、当病院をやっていただきたいという話の流れの中で、その理事長も全国的にいろんな病院の経営をやっておりましたので、検討させていただきたいということで、最終的には引き受けていただくようになったのですが、私がそこで、そ

の病院が確かなのかと言われれば、多くの病院事業をやられているからいいじゃないかということと、あとお医者さんの手当てが付くのではないだろうかというような形の流れの中でやりました。今回の問題に関しましてですね、いま飯塚市で取り組んでいる医療体制というのは、総合病院が6カ所ですかね、あります。大きな病院が。そことですね、地域の医師会の皆さんと一緒に、地域医療全体として、先ほどの病気の方も、地元の医師のほうから紹介を受けていくという。また、病院自体の今後の医療に関しまして、地域医療病院から紹介状を持ってこないと受けつけないというような総合病院が、今どんどんふえてきていると思いますので、我々としては地域医療、地域の民間の医師と総合病院のネットワークをつくってやっていくという方向を話しておりますし、今の医師会の会長もその辺の理解をいただいております。そういうことを考えたときに、今回の問題というのは悲しい問題であり、私も中身に関して詳しくは存じてないので、その辺に関してのお答えはできませんけれども、ほんとにそういう問題が発生するということは、我々が指定管理をしている病院に対して、しっかりその辺のチェックを私自身も今話を詰めて、聞いていきたいと思っておりますし、どうする、こうするということは、私が判断できることじゃないかもわかりませんが、お話はさせていただきたいと思っておりますし、また、ご遺族の方にはほんとにご冥福をお祈り申し上げたいと思っております。これからの医療というものは、高齢化を迎えるにあたって、しっかりした体制を整えていかなきゃならないというのが、我々の使命、地域の使命でありますので、その辺はしっかりがんばっていききたいと思っておりますので、どうぞご理解をよろしくお願い申し上げます。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

次は、第2、平恒の市有地貸付についてであります。1点目は、11月2日の通知文書で市が指摘する不法占拠地の追加貸付交渉についてです。11月2日の嘉飯山砂利建設に対する通知文書の要旨を示してください。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

この文書は、飯塚市と嘉飯山砂利建設株式会社との間の土地賃貸借契約について、賃貸借契約に定められている貸付地以外の部分を嘉飯山砂利建設組合株式会社が勝手に使用しており、その利用面積が従前の貸付地と合わせると6320平方メートルに及ぶこと、貸付地を仮設資材置き場として借り受けているにも関わらず、砂ふるい機を稼働させるなど営業活動を行い、さらには本件貸付地を「新営業所」として外部に表示するなどの行為を行っておりました。これは、本件賃貸借契約上重大な義務違反行為であり、飯塚市といたしましては、かかる行為を容認できないことを示した上で、平成27年11月20日までに、1つ目が、本件賃貸借契約において、当初定められていた範囲外の土地の利用を即刻中止し、賃貸借目的地以外の土地から賃借人所有の資材等をすべて撤去すること。2つ目が、砂ふるい機の稼働を停止し、以後これを稼働させないようにすること。3つ目が、本件貸付地を営業所として表示した連絡文書をすべて回収し、その送付先に営業所としての表示が誤りであったことを連絡すること。これらのすべてを実行し、本賃貸借契約義務違反状態を解消するように請求しております。また、期限までにすべて実行されない場合につきましては、飯塚市は本件賃貸借契約を解除する旨の通知を嘉飯山砂利建設組合の代理人の弁護士宛てに送付をいたしております。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

この通知文書の送付後の経過をお尋ねします。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

11月2日発送した以降の経過でございますが、その状況につきまして改善をされておられません。その部分につきましては、再度弁護士案件になっておりましたので、弁護士同士の話をさせていただく中で、また再度向こうの主張をされておりますが、それについて向こうの弁護士から、その部分について再度、協議をさせてもらいたいのでということで延期の申し出がございました。それが12月4日までに、その回答期限とし、その部分の協議内容を連絡してもらおうようにしてはりましたが、何も改善が見られておりません。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

そこで2点目は、契約解除についてであります。私は9月15日の総務委員会の所管事務調査において、現状追認の契約変更によって解決を図るやり方では、新たな紛争の火種をつくることになる。契約書のとおり契約解除で対抗すべきだと指摘しました。市はようやく12月7日付で契約解除通告を送付しております。その要旨を示してください。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

12月7日付で発送しました文書につきましては、内容といたしましては、1つ目が、嘉飯山砂利建設株式会社は、現在の本件賃貸借契約において定められている貸付地以外の部分を勝手に使用しており、その利用面積は従前の貸付地を合わせて、合計で6320平方メートル以上に及ぶこと。また、同社は貸付地を仮設資材置場敷きとして借り受けているにも関わらず、砂ふるい機を稼働させるなどの営業活動を行い、さらには本件貸付地を新営業所として外部に表示するなどの行為を行っていることなどを示したうえで、これは本件賃貸借契約上、重大な義務違反行為に当たり、飯塚市としてかかる行為を容認することはできません。よって、本書面をもって本件賃貸借契約を解除いたしますという旨の通知をいたしております。その書面受領後には、速やかに貸付地を明け渡すことということを請求いたしております。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

速やかに貸付地を明け渡されるよう請求したわけですがけれども、今後の取り組みを進めていくために、市としてこの間の経過から明らかにした教訓、それは何か、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

今回の問題に関しましては、明星寺地区の問題の解決という視点から貸し付けをするような形になっております。その中で今回の事案につきましては、従前どおりの表示等をしておりますけれども、拡大解釈された中で、今のような状況になっております。その事務処理の中で、本来うちの所管する課が最初から交渉に当たるべきでございましたけれども、その部分については、明星寺の延長線上ということで、従前の担当課からの引き継ぎが十分うまくいかなかったことなどが問題であるとは感じております。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

教訓の第1は、行政の権限の乱れです。第2は、この業者をどのように見るかということについて教訓を深められていない。嘉飯山砂利建設については、「産業廃棄物処理施設の設置等にかかる要望について」という平成22年11月24日付の知事宛ての文書において、市は「より一層の監視、指導を強化し、違法行為に対しては厳正に対応していただきますよう」と申し出た経過のある業者であります。明星寺地区における一連の紛争については、和解が成立したとはいえ、和解事項のすべてが履行されていない中で、新たな何らかの契約行為を行うには、この業者は明らかに不適格であると判断が必要だったのではないですか。見解を伺います。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

貸付契約締結の相手方の不適格条件といたしましては、福岡県暴力団排除条例に基づく、不適格者などが該当すると考えております。質問者をご指摘の和解条件履行中であることが不適格者となるのではないかとということに対しましては、市としてはそのような考えは持っておりません。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

福岡県の条例は関係ないと思います。反社会的勢力の話をしているわけでしょう。私は、和解決議は議会もあげただけけれど、それが履行されなければ、本質的には紛争継続中ですよ。その紛争継続中の相手と別の新たな契約行為を行おうというのはね、気が知れない。市としては、貸付期限の3月31日を待って訴訟を検討するというようなことのようにですけども、既得権の発生を許さないために速やかに刑事告発をするべきだと私は考えますが、市長のお考えを伺います。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

その件に関しましては、弁護士の方と十分協議した中で、進めていきたいと考えております。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

次に第3は、白旗山のメガソーラー開発についてであります。1点目は、株式会社CDFとの交渉についてです。11月4日の県議会決算委員会で福岡県当局は、飯塚のメガソーラー開発をめぐり、株式会社CDFと9月に会ったが、土砂災害警戒区域等について地元住民を災害から救う事業を、1企業にさせていただくことはありがたいとか、感謝しているとか、申したことはないとか答弁しました。この会社は、メガソーラー開発に重大な関与をしていると思われるけれども、どういう会社か、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

市民環境部長。

○市民環境部長（大草雅弘）

質問者が言われます企業につきましては、私どものほうに参っておりませんでしたので、存じておりませんでした。質疑通告の中で株式会社CDFというのがありましたので、私どもで調べましたところ、北九州市にあるコンサルタント業の会社であるということでありました。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

建物にコンサルタント業をしておりますという看板もないような会社ですけども、市は公式にか、非公式にか、この会社あるいはその代理人と会って話したことがあるか、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

市民環境部長。

○市民環境部長（大草雅弘）

ございません。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

2点目は、市環境保全対策審議会についてです。前は10月20日に開催され、白旗山メガソーラー計画について意見交換をされています。出席状況はどうか、市としては誰がどういう説明をしたか、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

市民環境部長。

○市民環境部長（大草雅弘）

10月20日の審議会でございますが、出席につきましては、6名の委員のうち4名の方が来られております。そういった中で担当課のほうより内容等を説明いたしております。議題を白旗山メガソーラー事業計画の現況についてとしまして、白旗山のメガソーラー開発事業に係る関係法令等の進捗、また住民説明会における意見の内容等について、現況をご報告させていただきまして、また林地開発許可申請に伴う市の意見聴取ということがありますことから、弁護士である馬奈木会長を初めとする委員の方々より専門的な見地からご意見をお聞かせいただいた次第でございます。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

そういうことを聞きたいわけじゃないでしょう。それはネットで見ればわかるんだから。誰がどういう説明をしたか、お尋ねしているじゃないですか。答えられませんか。

○議長（鯉川信二）

市民環境部長。

○市民環境部長（大草雅弘）

説明につきましては、所管課でございます環境整備課のほうから説明いたします。

○議長（鯉川信二）

暫時休憩いたします。

午前11時51分 休憩

午前11時52分 再開

○議長（鯉川信二）

本会議を再開いたします。

環境整備課長。

○環境整備課長（大久保秀信）

10月3日に条例に基づきます住民説明会、これがございまして、そのときに資料のほうがないというようなことがありまして、その後、資料要求、市のほうからいたしましては、その追加資料の状況なり、10月3日の住民の皆さんの意見等も踏まえまして、その審議会の中でこういう住民の不安があるというようなことの内容を、担当課のほうで説明をさせていただいたところでございます。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

せっかくだから、その会議録があると思うので、全部読みあげてもらえますか。

○議長（鯉川信二）

暫時休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午前11時54分 再開

○議長（鯉川信二）

本会議を再開いたします。

環境整備課長。

○環境整備課長（大久保秀信）

審議会の冒頭に、事務局のほうから説明しました内容でございますけれども、前回、審議会の折に、若干は触れさせてもらっておりましたが、幸袋、二瀬両地区にまたがっております白旗山におきまして、大規模な太陽光発電設備、いわゆるメガソーラーの事業計画が動きました。まず、その現況をご説明させていただき、その前に、事務局以外、都市建設部長とか、都市建設部のほうにも出席を求めたというようなことを言いました後ですね、その森林を開発する面積が1ヘクタール以上であるということから、飯塚市自然環境保全条例に基づき、市に対して届け出が必要となります。この届け出につきましては、当該条例の趣旨でもありますように、事業者と住民とが合意形成を図ったうえで、適正に事業を行っていただくように努めるという届け出でありますことから、県の森林法に基づく許可、不許可ということではございませんが、このことも踏まえまして、今までの経過についてお話をしたいということで、ご説明をさせていただきました。

その中で言いましたことが、9月14日、事業者のほうであります一条工務店より、飯塚市自然環境保全条例に基づく届け出が市のほうにありました。また同日、森林法に基づく林地開発の申請が県に提出をされております。それを受けまして、10月1日に告示を市のほうで行いまして、それから30日間閲覧に供していると。それに伴い、条例に基づきまして、10月3日の土曜日に2部構成の住民説明会が開催されておるといこと。それから、その説明会には、所管課であります環境整備課職員も参加をさせていただいたということ。その中で、いろいろな住民説明会の折の参加者の意見を聞いておりましたところ、参加者のほうより資料の配付がされていないということや、大雨による水害や土砂災害に対するその対応や対応策というのがどうなっているかわからないというふうな意見が多数を占めておりました。そこで資料不足というところが大きな懸念であろうというふうに私どもも思っておりますと。このような状況を踏まえまして、所管課といたしましては、その日来ていただいた技術分野の関係部署と内部協議を重ね、その中で住民の方々から意見が多数出ております水害や土砂災害に対する対応策というのが、どのようになっているかわかる資料の提出を求めるべきではないかという意見、それと条例の趣旨でもあります広く市民からの意見を募るためにも、追加で資料がいるというようなことをしたうえで、事業者のほうに追加資料を要求したというようなことの説明。それから、住民の方からの意見はもとより、自然環境保全対策の審議会において、委員の方々の専門的な見地からご意見をお伺いしたいというようなことで、審議会冒頭の事務局よりの説明ということになっております。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

この審議会での様子は、私も会議録で見えておりますけれども、キーワードは、ここにつくるのかと、住宅地の上に。それからもう1つは大規模過ぎると。今までは、国でも県でも市でも、いろんな開発とかあっているけれども、こういう立地場所にこれほど巨大なものをつくるという経験がありません。ですから、県の林地開発許可申請の手引などが機能するのかどうかということも問われるわけです。ところで、10月30日の住民説明会から9日までのことはわかりました。追加資料まだ足りないと思うのだけど、しかし市は9月14日の申請受け付けから、10月1日の工事までの間、何をしておったのかと。これほど大規模な開発に関する書類がたった6枚ですよ、A4が。それを見て市長は追加資料を直ちに要求することができたはずなんです。ところが、2週間以上も何をしておったのかと、なぜ請求しなかったのかと、それをお尋ねします。

○議長（鯉川信二）

市民環境部長。

○市民環境部長（大草雅弘）

当該条例に基づきます手続きの流れ、質問者が言われたとおりでございますが、この手続きに係ります内部事務処理等、また届け出にある事業計画地の現地確認などに日数を要します。また内容等、林地開発、自然環境保全条例に基づきますものとして、添付書類として位置図、計画平面図、現況写真、誓約書等々で、私どもとして当初としては、十分という判断をいたしておりましたが、その後、これだけでは不足しているということがありまして、出していただいたということでございます。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

市長、答弁聞いてもわからないでしょう。なぜ2週間以上もあったのに、追加資料を要求しなかったのかわからないですね。私はわかるんですよ。やる気がなかったからなんです。なぜかと言うと、環境整備課は環境を守るという仕事の方が一方であるでしょう。ところが、メガソーラーを推進するという、太陽光発電推進という仕事も与えられているわけですよ。環境を守らなければならないでしょうけど、ソーラーはつくらなくてはならないという任務が1つの課の中にあるわけです。これ間違いじゃないですか。ですから、齊藤市長もお考えと思います。住民の安全安心が一番と思われると思います。そしたらね、住民の立場に立たなくても、みんな見えるわけですから、心配するのは当たり前です。ですから、水害対策に関する資料、どうなっておるかとか、土砂災害の関係の資料はどうだろうかとか、県には膨大な資料を出しているでしょう。そういうものをね、業者に要求して、住民が見られるようにするのが普通じゃないですか。たった6枚もらってね、平面図だけです。基本的に位置図、これを住民が見て、たった3日で見ろというわけですよ。1、2、3。1日に見せて3日にはもう住民説明会ですから、全くやる気がないわけですよ、この環境保全だとか、住民の安全とか、安心とか、ここにメスを入れてもらいたいですよ、市長は。それで、追加資料を受けて住民の意見書に関する業者の見解書提出の期限は12月15日です。住民意見と業者の見解書を踏まえて、環境保全対策審議会メンバーが現地調査を行えるように、市として対応すべきではないかと思います。お考えを伺います。

○議長（鯉川信二）

市民環境部長。

○市民環境部長（大草雅弘）

次の審議会の開催でございますが、会長であります馬奈木弁護士と相談をさせていただきながら考えていきたいというふうに思います。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員

○7番（川上直喜）

3点目は、林地開発許可申請に係る市長の意見書についてです。齊藤市長は6月議会で、「知事に不許可を求めるという選択肢もあるのではないか」という私の質問に対して、「この行為が、非常に危険性が高いということであれば、やめていただきたいと言っていかなければならない」と答弁し、住民の命を最優先する見解を示されました。福岡県は重く受けとめているはずですが。知事の意見照会に当たって、送付を受けた資料、どういったものがあるか、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

本年11月16日付で福岡県のほうから飯塚市へ意見通知が参っております。この意見通知は、森林法の開発行為の中で定められておりますものでございまして、災害防止、水害の防止、水の確保、環境保全についての意見を市に求めるものでございます。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

添付資料については、ちょっと今手元には持ちあわせておりませんが、位置図とか配置図とか、その類いのものでございます。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

要するに、市に提出したものと同じものが、県から市に送られてきてだけです。非常に不誠実。福岡県が本当に齊藤市長に、4つの点がありましたね、あの角度で住民の安全とか、自然の保全とか、聞こうという態度が全くないわけです。目隠し状態。その目隠し状態のまま市長が意見書を書くわけにはいかない。福岡県にしかるべき資料を請求する必要があると思うんですけども、住民説明会で、私は一条工務店の説明を聞いて、齊藤市長が言われるように、非常に危険が大きいと判断することが幾つもあります。そのうちの1つが水害対策です。水害の問題です。一条工務店は水害対策について、市にはどのような説明をしているのか、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成徹）

水害対策と言いますか、開発の中での基準——、私も説明会のほうには参加しております。その中で一条工務店のほうが説明したのが、林地開発の基準というのがございまして。その中で開発基準よりもより安全度の高い調整池等を含めて、法面等も含めて、基準よりも、調整池については、特に基準の安全度を上げたところで計画をしておりますということの説明でございました。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員にお知らせいたします。発言残時間が3分を切っておりますので、よろしくお願いたします。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

その一条工務店の考え方では、水害防止どころか、いざというときに重大な災害が発生すると思うんです。まず30年に1度、50年に1度の大雨というのは確率の問題ですから、実際はどの程度の雨量に対応できるか、住民説明会で一条工務店のコンサルタントは、これは難しい話と言って説明できませんでした。つまり、飯塚市が過去に大水害を経験した、例えば平成15年や平成21年の集中豪雨に対応できるとは限りませんし、近年はそれを上回る大雨がいつ降るのかわからないのですから、この調整池で大丈夫ということはないと考えます。

もう1つの問題は、調整池は、大きければ大きいほうがいいというわけじゃないんです。大き

いがゆえに、いざというときに危険が大きくなるということでもあります。大雨によって調整池の能力を超えて雨水が広範囲なところから大量に集中する。大水がそのまま流れ出します、能力を超えると。特に二瀬側のB調整池のように、そういう水害の要因となる危険なものを、多くの住民が暮らす住宅街の上流につくるのは無謀と言うしかない。市も私と同じ感想をお持ちではないかと思いますが、見解を伺います。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

現状といたしましては、今現状が山でございまして。斜面に沿って今現状でも水が流れていっていると。今回開発を新たにすることでございまして、当然流出量がふえます。その部分をいかに安全に、前の流出量よりも下げるかというところで、調整池の能力を、先ほど言いました安全度をどこまで上げるかというところでございまして、林地開発の中で、基準年30年となっておりますが、それ以上の部分を、しっかりつくることで安全度は確保できるものというふうを考えております。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

間違いです。それは一条工務店側が証明しているんですよ。一条工務店が市と調整池の設置協議のために提出した資料を見ると、幸袋側のA調整池から計画的に流す水によって8つのポイントで7カ所。二瀬側のB調整池からでは8つのポイントのうち5カ所が水害のおそれありと、自分自身でチェックしているのです。水害のレベルが大きくなることを数値で明らかにしているじゃないですか。市は資料を見て確認していますか。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

今言われているのはですね、現状の断面が既にそういう断面であるということでございます。その中で1番、今の現状でも狭いところの部分を考慮した中で出せる。その断面に合わせる形でどこまでが絞らないと、そのネック断面を浸水が発生するのかというところの観点の中で計算がなされておりますので、1番ネックの断面をもとに、調整池の容量を決めているという状況でございます。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員にお願いいたします。間もなく発言時間が終了いたしますので、最後の質問として、まとめていただきますようお願いいたします。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

それはごまかしです。この資料を見ても、あなたが言っていることは通用しません。それで、こういう資料を住民には隠しているでしょう。あなた方も、一条も、福岡県も。それで市長、こういう危険なもの、業者自身が何とかしなくてはならない、これでどうだろうとかか言っているようなやつを、市の幹部の皆さんが目にはされない。住民も見ることができない状態の中で、住民は毎日不安に怯えながら、何とか止めてもらいたいということで、署名運動もして頑張っているわけです。市長が危険なものは止めてくださいと言われていたわけですから、ぜひ住民に、直接お会いになって、そして国に市長が提出した県市長会の議案が可決されて要望書になってますでしょう。このくだりも含めてね、住民の皆さんに直接会って、話を聞いてください。そして資料も住民の皆さんに提出してください。こういうやつがもっとありますよ。ぜひ、お願いします。答弁を求めます。

○議長（鯉川信二）

市長。

○市長（齊藤守史）

地域を守るものとして、それぞれの災害というのが、いろんなところで起きます。このメガソーラーに関する不安というのも持っておりましたので、随分前から、全国市長会のほうでメガソーラーに関する基準というものをきちっとつくるべきじゃないか。また逆にフラットのところでつくる分に関しては、逆に何の問題もない場合もあったりする。傾斜の強いところでやる時には、これはまた違う問題も発生する。そういうことを含めて、太陽光、メガソーラーに対する基準と言うか、そういうものを全国市長会で、共通で持ちましょうよと、そういうことをみんなで話し合いましたよということ、要望書を提出しておりますので、我々のことだけの問題ではなくて、全国がこれを実際に不安と思っているところもあると思いますから、そこを含めながらですね、早急にお答えができればと願っておりますし、またそうさせていかなければと思っていますところですよ。

○議長（鯉川信二）

暫定休憩いたします。

午後 0時14分 休憩

午後 1時14分 再開

○議長（鯉川信二）

本会議を再開いたします。

14番 江口 徹議員に発言を許します。14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

江口 徹でございます。本日、一般質問20人目として最後を務めさせていただきます。執行部のみなさん方は、だいぶお疲れかもしれませんが、今しばらくお付き合いください。

きょうは市行政におけるICT戦略と市の情報産業政策について取り上げ、市の考えをお聞きしながら、私の考えるところを提案させていただきます。その質問に入る前なんですけれど、この中で携帯電話、スマートフォン、パソコンをお持ちでない方、執行部の中におられますか。みんな持っておられますよね。当然のことながら、業務もありますので、メールアドレスを持っておられない方は執行部の中におられないわけです。携帯電話、スマートフォン、パソコンを持っておられるということは、それぞれの方も、個人であっても、メールアドレスをお持ちであると思います。昨今の情報化の動きは目覚ましく、調べもの1つとってみても、今やネットなんです。それも以前はパソコンだったのが、今ではスマホであったりタブレットです。「グーグル先生教えて」なんです。また、調べ方についても、今の若い世代は、私どもみたいにパソコンを開いて、ネットにつなげてキーボードを叩くようなことはしません。スマートフォンを取り出して、ピッと押して、「グーグル先生教えて」、例えばうちの子どもとかだったら、「妖怪ウォッチ、ジバニャン、動画、探してください」なんです。ずらっと普通の言葉で語りかけるわけです。それをスマートフォンが変換していただいて、グーグルの検索エンジンを走らせて、動画がずらずらずらと出てくるんですよ。それを見て、うちの子どもがピッと押して、楽しそうに見ているわけです。

昔は家に百科事典があった方々、いっぱいおられたと思います。セールストークにうまく乗せられて、うちにも百科事典がありました。たまになんですけれど、それを開いて、ずらっと並んでいるのを、アイウエオから探して開いて、きれいに印刷してあるカラーの分を見ていたんです。そういった記憶がある方々も、この中にはかなりおられることだと思います。だけど時代は変わりました。パソコン、スマホ、タブレットが当たり前の時代になり、会社でいえばホームページ

を持たない会社というのは極めて少数です。標準装備と言っていい時代になりました。そんな時代の飯塚を、またこれから先の飯塚の産業、そして飯塚の市役所のあり方に向けてどう舵取りするのか、1度立ち止まって考えてみたいというのが、きょうの質問の趣旨であります。さきの一般質問の中でも広報についてありました。きょうはまず広報・広聴というふうな形で取り上げてお聞きしていきます。

まず、広報・広聴の目的とは何かをお聞かせいただけますか。

○議長（鯉川信二）

情報化推進担当次長。

○情報化推進担当次長（大庭章司）

広報・広聴の業務を行う意義としましては、まず広報では、市民生活に必要な法律、制度の改正など、情報を伝える重要な役割を担っております。市政への理解や協働のまちづくりのための意識の高揚、さらには開かれた市政実現のために必要な情報を発信、提供することが大切な役割であります。そのほかにも、市外の人や企業に飯塚市を知っていただき、訪れてみよう、住んでみようと思っただけのためにも、広報は重要なものの1つと考えております。

また、広聴に関しましては、市政に対する市民の方からの意見や提言、または苦情をお受けし、市民ニーズの把握やそれに基づく施策の実現、安心・安全なまちづくり、公務員としての規律保持など、信頼に値する市政運営とするため取り組んでいるものでございます。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

それでは、広報の現状についてお聞きいたします。どのような手段で広報を行っているのか、頻度、量、そしてまた費用等を含めてご案内ください。

○議長（鯉川信二）

情報化推進担当次長。

○情報化推進担当次長（大庭章司）

市の広報に関しましては、毎月1回発行、配布しております広報いづくかと、各課が必要に応じ配布するお知らせの文書やホームページによる情報提供を行っています。また、毎月1回、定例で開催しております市長による記者会見や各課が個別に行う記者会見などを通じ、重要施策や法律、制度の改正、イベントなどの行政情報を発信し、広報に努めているところでございます。

広報に関する量的なものとはしましては、広報いづくかでは毎月1回、年12回発行し、1号あたり28ページ程度であります。その費用とはしましては、平成26年度では印刷経費が約1360万円、職員2名、臨時職員1名で業務を行っていますので、職員2名を平均賃金として、3名の人件費とはしましては、約1800万円、合計で3160万円の費用を要しています。これとは別に行政を補完していただくために多岐にわたる事務を自治会にお願いしていますが、その多くの事務の一部に広報の配布があります。その配布枚数により、行政協力員報酬として自治会長、隣組長に、年間約1億3千万円程度を要しております。また、ホームページの更新ページは、月平均200ページ程度あり、運用経費は年間256万円程度でございます。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

いま市報等に関しては約3千万強の費用をかけて作成、印刷をすると。配布については、ほかの業務もあるのだけれども、1億3千万円程度の行政協力員の報酬が出ているというお話がございました。片一方では、デジタルでやっている部分、ホームページについては年間256万円で、分量としては月で200ページとありました。月で200ページ、片一方は月で28ページ、これだけを見ても、10倍近く差があるわけですが、さらに情報量という形で考えると、もっと大

きな差があるのだと思っています。あわせて費用からも、コストパフォーマンスという意味では、もう既に紙でお知らせするだけではなくて、それを補完すると思われていたデジタルの部分、ホームページ等を使った新しい広報手段、もう新しいとは言えないかもしれませんが、そちらのほうが圧倒的に主流を占めているという理解でよろしいですか。

○議長（鯉川信二）

情報化推進担当次長。

○情報化推進担当次長（大庭章司）

量的には、いま質問議員が言われたとおりだと思いますが、まだまだインターネットを使えない環境にありますので、広報誌というのは必要だというふうには思っております。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

必要、必要ではないに関らず、どちらのほうが圧倒的なのかというお話をさせていただきました。

次に、広聴の現状についてお聞きいたします。同じようにどのような手段で行っているのか。また、量、頻度、そしてまた対応等も含めてご案内ください。

○議長（鯉川信二）

情報化推進担当次長。

○情報化推進担当次長（大庭章司）

広聴に関しましては、市民の声として、本庁、支所及び12地区公民館に専用の用紙と回収ボックスを設置し、市に対する意見をいただき、遅くとも2週間以内にお答えをしております。同様にホームページからも意見、要望をメールでお受けし、お答えするようにしております。市民の声では、大体、月に1、2件程度寄せられており、メールでの意見、問い合わせについては、直接原課に届きますので把握はできておりません。また、これに係る直接の経費というのはございません。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

今の話でも、市民の声、月1、2件という話がありました。市民の声というのは書いていただけてポストに入れていただくということです。対してメールであったり、電話の問い合わせに関しては、直接的なのでわからない。ただ、こちらを考えても、すっとわかるように、こちらで市民の声という部分に関しては、アナログ的なものに関してはデジタル的なものと比較しても、量としても劣っているというふうな理解であると思います。この広報・広聴について、どのような課題があると把握しておられますか。

○議長（鯉川信二）

情報化推進担当次長。

○情報化推進担当次長（大庭章司）

広報業務の主たる広報誌に関しましては、年齢層、世帯構成などの違いにより、必要とされる情報に違いがあるものというふうに考えております。その情報を限られた紙面ですべての方のニーズにお応えし、興味を持って読んでいただける紙面づくりに難しさを感じております。月1回の発行でありますので、即応性が求められると難しいものがあるというふうに考えております。また、配布は自治会を通じてお願いしておりますので、自治会未加入者へは近くの公共施設や駅、コンビニなどに取りに行っている現状があります。

広聴に関しては、市民の声、メールなどの手段があり、直接の電話や自治会長を通じての意見などがありますことから、不足はないものというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

問題意識として、まだまだ不足しているのかなと思いますが、では今お持ちの課題、問題意識ですね、そちらに対してどのように解決していくおつもりですか。

○議長（鯉川信二）

情報化推進担当次長。

○情報化推進担当次長（大庭章司）

広報業務を補完するものとしてメールマガジンについて検討を行っております。お知らせしたい情報をカテゴリー分けし、利用者はメールアドレスを登録し、必要とするカテゴリーの情報をメールで受け取るというものでございます。また、あわせてスマートフォンアプリやフェイスブック等についても検討したいというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

何か聞いたようなお話だと思うのですが、以前にも、この部分に関して、一般質問であるとか、ほかの場を借りて提案をしていたかと思いますが、いつごろ皆さま方にこういったことがあるんだよというのを提案したか、御存じですか。

○議長（鯉川信二）

情報化推進担当次長。

○情報化推進担当次長（大庭章司）

メールマガジンについては、申しわけございませんが、時期はわかりませんでした。ただ、SNSに関しては平成23年ごろから、そういうご提案をいただいているというふうに思っております。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

メールマガジンについては、合併後に関して、一般質問で触れたのは平成21年でございます。平成21年の議会の中でメールマガジン、こういった形で、例えば転入してきたときにメールアドレスを集めさせていただいて、どういった部分の情報が欲しいですかと登録していただいて、そこに対して配信してはどうかと、そのときは検討しますというお答えだったのですが、今は27年でございます。先日の一般質問の中でも、スマートフォンアプリを含めて、メールマガジンについて検討するというお話がございました。メールマガジンについて、やっているところ、市の行政の中ではございませんか。

○議長（鯉川信二）

情報化推進担当次長。

○情報化推進担当次長（大庭章司）

メールマガジンについては、実際にやられているところは数多くあるというふうに思っております。来年度としましては、同様なそのCMSを使っている佐世保市がありますので、そこもメールマガジンを使われております。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

他市の状況を見るまでもなく、ここ飯塚市でもメールマガジンを発行している部署があるんです。経済部なんですけれど、これこれこういうふうな形で、ニーズ会をやります、何々をやります

す、名刺交換をされた方々に飯塚市の情報をお届けされているわけです。じゃあ、ここはなぜこんなに進まないのだろうと思うんです。いま来年度という話をされましたけれど、来年度もうスタートするという理解でよろしいのですか。

○議長（鯉川信二）

情報化推進担当次長。

○情報化推進担当次長（大庭章司）

来年度実施するというわけではございませんが、なるべく早く取り組みたいと思いますので、佐世保等にも出かけて、実際のところを調査したいというふうには考えております。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

そんな大そうな話じゃありません。出かけなくても、ここでずっとね、パソコンで現状を調べても、すぐやり始めて問題ないところです。政府を見ても、首相のメールマガジン、首相官邸のメールマガジン、どこどこ省庁のメールマガジン、山のようにあるわけですよ。自治体でも山のようにあるんですよ。佐世保に行って調べるようなお金があったら、別なことやりましょう。それよりも、まずは始めることだと思います。2カ月、3カ月かかるのではなくて、今すぐやることに関してはやり始める。走りながら、じゃあそれをどうやって上手くやろうか。もっと多くの方々にどうやって届けようか。どうやってターゲットに近づこうかということを考えるべきだと思います。

また、即応性というお話がございました。そういったことを考えても、やはりこのデジタルの部分でお届けするというのは非常に費用も安くあがりますし、適当なタイミングで送ることができます。市報で1月何日にこんなことをやるんですというやつをお知らせしようと思ったら、1月号の市報に載せて、ないしその前に、1カ月前になりますよね。当然のことながら、そこから時間が経って、最初に市報を読んだときは、こんなことがあるよねと思いながらも、カレンダーや手帳に書く人はいいですけども、そうじゃない方々にとっては、その情報というのは、だんだん記憶から消えていく。これが例えば登録しているメールアドレスに月の頭に来ました。その週の頭に来ました。ないし、またそのイベントの前日に来ました。あるんだと。何回か送られてくることによってすり込みがなされ、そして、もう今はスマートフォンでしたら、そこでピッと押したらカレンダーに登録ができるわけです。そしたらアラームが鳴り、よし行こうと。やはり、どうやってお客様に適切なタイミングで届けるのか。それも1回ではなくて、複数回、適正なタイミングでお届けするのかを考えると、こういったメディアは非常に有効だと思っています。

広聴については特段の課題はないというお話がございました。私は今のお話について、非常にその問題意識が薄いと考えています。先ほどの川上議員の一般質問ではないですけど、いろんな問題が市政の中にはあるわけです。その中で思いがある方々がいっぱいおられるわけです。じゃあ、そういった方々とどうやって意見交換をしながら市政を進めていくのか、広報の目的として、協働、開かれた市政とありました。よりよく生きるために、より市民に対して市の姿勢はこうなんですと、皆さま方、これでいいですかねと、ある意味、会話するのが広報であり広聴なんです。ある意味、一方通行だけじゃないのです。どちらかと言うと、日本ではこの広報の分、お知らせするという部分だけが強く意識されますけれど、これはあくまでも広報と広聴、お知らせするのと皆さま方の意見をいただくこと、これはセットなんです。そういうことを考えると、その対話がどうやって成り立つのか、市報でこういったことをお知らせしました。それに対する反応がこうやってありました。でも、市役所は市民の皆さま方の声を直接いただけますけれど、そうやっていただいた市民の声は別の市民の方々には伝わらないのです。ある意味、それを仲買いしながら、皆さま方とこういう問題意識があるんですけれど、これでいいですかというやつを、

共通理解をつくっていくのが広報であり広聴です。私はそのように広報・広聴の目的を理解しておりますが、その点についてどのようにお考えですか。

○議長（鯉川信二）

情報化推進担当次長。

○情報化推進担当次長（大庭章司）

将来の広報・広聴のあり方としましては、必要な情報をそれぞれの入手ツールに応じて、必要な人に届けられ、また、広聴に関してもそれぞれのツールで意見が行政に届けられることが目指すべき広報・広聴だというふうに考えております。そうなるためには、ICTの活用なくしては考えられないと思いますので、先ほど言いましたメルマガ、スマートフォンアプリ、フェイスブックなどを含め、何が最も効率的で、効果的なものであるかを検討し取り組みたいというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

今お話したのは、お知らせするのではなくて、皆さま方から意見をいただきながら、その意見を全市民と共有しながら、そして進めていくことが大切だと、そういうふうなものが広報・広聴の目的があるということなんですが、その点についてはどうですか、改めて。

○議長（鯉川信二）

情報化推進担当次長。

○情報化推進担当次長（大庭章司）

質問者が言われるとおりだというふうに認識しております。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

そのような理解に立ったときに、ICTを使わずにはとてもやれないんですね。じゃあ紙で、そういったご意見を、みんなの意見はこうでしたというのをつくって、配って、ないし公民館に置いて、見に来てください。これは現実的ではないですよ。また、三中の問題に関する一般質問がございました。地元と協議してというお話がありましたけれど、他方で、文化の部分でほかの方々とも協議しなくてはいけない。ないし、市民全般から意見をいただかなければいけない。そういったことを考えると、やっぱりここでも、ICTといった部分を使いながら、それとアナログな部分、会ってとか、実際の説明会とかいうのを一緒にやりながら進めていかなくてはならないというのが広報・広聴であると思っています。そういったことを考え合わせて、今後の広報・広聴のあり方について、改めてどう変わるべきか。また、こういった形でやっていこうというのがございましたら、お聞かせください。

○議長（鯉川信二）

情報化推進担当次長。

○情報化推進担当次長（大庭章司）

質問議員が言われますとおりICTなくしては、これからの広報・広聴というのは、とても充実させることは難しいと思いますので、そのところを考えながら、一方ではインターネットを使えない環境の方もございますので、広報誌も不可欠なものだというふうに考えておりますので、有料広告などの経費節減を図りながら、親しまれる広報づくりに努めたいというふうにも考えております。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

広報誌をなくせとはまったく言っていません。まったく言っていません。必要だと思っています。だけれども、それだけでは、それに頼った広報のみ、決まったことをお知らせするのではなく、決める前に、意思決定前にきちんと考えをお知らせして、意見交換をしながらやっていくというのが協働ですよ、市長。それを進めなくてはならない。ということを考え合わせると、広報・広聴に関しては、量、質ともに変化が必要だと思っています。そのためには、今までの既成概念にとらわれない考え方の転換とICTが不可欠です。あと、これをやっていくうえでは、それがきちんと流れているかどうか、評価しなくてはなりません。例えばモニター制度をすれば、これがうまくいっているのかどうなのか、ある方々にきちんとモニターとして動いていただこうと、そういったことが必要になってくるかと思います。ぜひ、その点について、今後の素早い対応を求めて、次の質問に移ります。

次に、市のICT戦略についてお聞きします。まず、現在の市のICT戦略とはどのようなものか、お示してください。

○議長（鯉川信二）

情報化推進担当次長。

○情報化推進担当次長（大庭章司）

ICTに関する市の方向性といったしましては、現在、本市を含め7自治体で取り組んでおります自治体クラウドによる共同利用を第一に考えております。システム機能はできるだけ低下させることなく、いかにシステムの経費を削減させ、そのうえでICTに関する新規事業を行わなければならない厳しい財政状況でございますので、取り組み始めた自治体クラウドを今後も充実させていきたいというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

ICT戦略と言うには非常に簡素な戦略のような気がします。現実に施政方針を見ても、情報化の推進という部分に関して、2014年、昨年度、そして今年度ともに、およそ4行あるんです。ほとんど一緒です。情報化の推進につきましては、ICTの利活用により広く市民の皆さまへの情報提供に努めるとともに、ここでは情報提供、ICTを使いますよと言っているんですね。もう1個で、後半で、今お話にあった北部九州情報化推進協議会において自治体クラウドによるシステム共同利用及び業務の標準化を進めとあるんですね。そして、社会保障、税番号制度と国が目指す電子自治体の構築を効率的に進めてまいります。業務の標準化、共同利用による効率化、費用の低減を指しているのだと思うんですね。ある意味、その細いと言うか、極めて簡単なICT戦略なのですが、今までのですね、合併後のシステム費用については、大枠どのように推移しているのか、お聞かせください。

○議長（鯉川信二）

情報化推進担当次長。

○情報化推進担当次長（大庭章司）

システムは通常5年ごとにリプレースを行いますので、5年ごとの比較では、合併の平成18年3月から23年1月までの5年間のシステムの経費の概算は約30億円、23年1月から今回リプレースを予定しております28年1月までの5年間では、セキュリティの向上、経費の削減を図るため、コンサルを入れオープンシステムによるウェブ版とし、移行した結果として20億円となっております。28年1月から次のリプレースの予定でございます33年1月までの5年間の経費は、自治体クラウドによる共同利用の成果として約17億5千万円となる見込みでございます。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

こういった費用低減の部分は、非常に努力されているのだと思います。今お話の中でオープンシステムという話がありました。そのオープンシステムとは何なのか、また、あわせてなぜそれを採用されたのか、お聞かせいただけますか。

○議長（鯉川信二）

情報化推進担当次長。

○情報化推進担当次長（大庭章司）

過去においてはホストコンピューターやオフコンなど比較的高価なハードにより、メーカーやベンダーの独自性の強いソフトを主流としていたものに対し、サーバーやパソコンなどを利用するものを一般的にオープンシステムと言っております。市の導入方針といたしましては、オープンシステムに加え、ウェブ版であることも条件としております。その理由といたしましては、パソコンのメーカーや機種、機能に依存せず、インターネットが見られるブラウザさえあればシステムを稼働させることができるものでございます。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

そのオープンシステムでやる中で、基幹系については大手のベンダーでいくのだけれど、サブシステム、そこにぶら下がるものに関しては地元発注でというお話があったかと思いますが、間違いありませんか。

○議長（鯉川信二）

情報化推進担当次長。

○情報化推進担当次長（大庭章司）

情報産業都市、ベンチャーの育成を目標としている本市としましては、地元が発注できるものは地元が発注するという考えに間違いはございません。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

では、現状はどのようになっておられますか。

○議長（鯉川信二）

情報化推進担当次長。

○情報化推進担当次長（大庭章司）

平成23年1月のリプレースでは、プロポーザルにより現在導入しておりますシステムを選定しておりますが、その折にデータ移行などで地元事業者への外注をお願いしておりましたが、結果的には発注は行えておりません。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

なぜできないんでしょう。

○議長（鯉川信二）

情報化推進担当次長。

○情報化推進担当次長（大庭章司）

基幹系のシステムについては、事業者はパッケージとして開発、完成させたシステムを導入しますので、市内事業者への部分発注はなかなか難しいのが実情であります。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

それをわかっていたのだけれど、それを前提としながらも、オープンシステムを採用したのは、サブシステムについて地元でできるだけきちんと発注をさせていただきたい。だからこそオープンシステムを採用したという部分があったはずなんです。この点については、きちんと明文化しながら、これからは進めていく。そうしないと地域の企業は育たないと思うわけです。ここら辺はきちんとやっていくべきだと思うのですが、いかがですか。

○議長（鯉川信二）

情報化推進担当次長。

○情報化推進担当次長（大庭章司）

今後につきましても、基幹系のシステムはクラウドによる共同利用の割勘効果を目指すものがありますので、1自治体の意向を反映させることはなかなか難しいものというふうに考えております。ただし、単独システムとして本市で稼働するものについては、これまでも市内事業者を優先し検討しておりますので、これについては継続して取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

ぜひ、内部できちんと話をさせていただきたいと思うわけです。例えば経済部からしてみれば、何で地域にお金を落とさないのだろうと思うわけです。そこで引っ掛かっているものがあるんだったら、それをどうやって解決するのか、しっかり話をしながらやっていっていただきたい。

今お話があったクラウドですね、そのクラウドについて改めてご紹介ください。メリット、デメリットを含め、またどのような評価で作業を進めているのか、そこら辺までお答えいただけますか。

○議長（鯉川信二）

情報化推進担当次長。

○情報化推進担当次長（大庭章司）

クラウドとはクラウドコンピューティングを略したもので、ここでは自治体クラウドについてご説明させていただきますが、自治体がシステムを民間のデータセンターに移し、ネットワークで結び、そのクラウド上でサービスを受けられる環境のことです。複数の自治体でシステムを共同管理することでのコスト削減などのメリットがあり、平成21年から総務省のほうでも推進しているものであります。これまでのハードを含めたシステムを自庁内で所有し利用する形態から、システム事業者が提供するサービスを利用する形態へと変化させたものでございます。クラウドのメリットとしましては、システムの運用経費の削減、サーバー等の効率的な運用、共同利用の割勘効果、災害に強く、業務の継続性やセキュリティの向上に加え、加入自治体の原課間での情報交換などです。デメリットといたしましては、共同利用により加入団体間の調整が必要となりますので、柔軟性がやや損なわれることとございます。

（ 発言する者あり ）

○議長（鯉川信二）

情報化推進担当次長。

○情報化推進担当次長（大庭章司）

まずは、コストメリットだというふうに思っていますし、先ほど申しました自治体間での各課の連携が図れることにより、事務の効率化とかそういったものが、今回のクラウドにより図れるというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

このクラウド、確かに採用するメリット、非常に大きいと思うのです。ほかのところでもやっていますよね。県もたしか自治体クラウドの話があったかと思いますが、県ではどのようになっていますか。

○議長（鯉川信二）

情報化推進担当次長。

○情報化推進担当次長（大庭章司）

県でも自治体クラウドを推進していますが、現状では職員採用に関する申請や電子入札などの一部で自治体が利用しているものがありますが、基幹系システムのクラウドについて、計画はつくられておりますが、現在まで実現されてはおりません。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

そういう意味では、飯塚市も加入しているこの自治体クラウドですね、北部九州情報化推進協議会。自治体クラウドに関しては、他と比較しても十分前に進んでいるという理解であると思います。今やっている自治体クラウド、今後どのように進めていくおつもりですか。

○議長（鯉川信二）

情報化推進担当次長。

○情報化推進担当次長（大庭章司）

今後の取り組みといたしましては、7団体で取り組み始めたこの自治体クラウドが最終形だというふうには考えておりませんので、自治体間での連携を含め自治体クラウドについて調査研究しながら、事業者への交渉力を強め、さらに充実したものを目指したいというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

市が前面に立って進めていくという理解でよろしいですか。

○議長（鯉川信二）

情報化推進担当次長。

○情報化推進担当次長（大庭章司）

現在の7団体のリプレースを終える今年度までは、飯塚市が積極的に他団体の調整を行ってきましたが、次年度からはベンダーが自治体クラウドへの新規加入の促進を図っていくこととしております。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

そこを、ぜひ考え直していただきたいんです。ある意味、今まで一所懸命育ててきたわけですよ、飯塚市として。他の自治体に営業に行って、一緒にやりましょうと言って、これだけ育ててきた。注目もされているわけですよ。効果も出てきている。ここで、あと営業は業者さんにお任せしますよというのが今の考え方だと思うのですが、確かにそれをする事で、営業に行く労力はかなり削減されるかもしれませんが、逆にこれをビジネスの種とってはどうでしょうか。よそにきちんと営業に行きながら、例えばこの今やっている7自治体が販売代理権を取って、それぞれがお客さんを連れてきたら、その自治体はより多くのメリットを受け取る。今の形だったら、業者がお客さんを連れてきて、まず、そのおいしいところは業者さんがある程度とる。そして残り、今の7団体も割勘効果を得るところですよ。そうではなくて、きちんと市と

してこれだけ進めてきた部分、そしてこれから先もどうやってICTを市民の皆さま方に便利なものとして実感していただく中、そういったシステムをつくっていくわけですから、そしてそれをやれる環境があるんですよ。業者は飯塚にはないかもしれませんが、でも飯塚には情報産業のベースが確かにあるわけです。そこと一緒にこれから先のクラウドをきちんと育てていく。そして飯塚市は市として営業の部分でそれをやりながら、ほかの市も、ある意味、負担を軽減していただきながら、費用を負担していただくことで、飯塚市としても営業に行った分、より大きなメリットを受け取ることができると思うのですが、そういったことを、もう1度考えませんか。

○議長（鯉川信二）

情報化推進担当次長。

○情報化推進担当次長（大庭章司）

今回のクラウドに取り組むときも、実際はこの業務というのは、ベンダーがやるべきだというふうに考えておりましたが、なかなかその協力と言いますか、そういうふうな働きかけをしませんでしたので、飯塚市がベンダーと話し合いをして、協力をしますということで取り組んだ事業でございます。その辺をベンダーもわかっておりますので、いま行っております7団体のリプレースが終わりましたら、ベンダーのほうに引き継ぐということで、いま質問者が言われるような分については、今年度までというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

情報化推進担当次長はこのようにお話ですが、ぜひ市の内部でも、もう一遍考えてほしいわけです。ある意味、大きなビジネスの種になり得る部門だと思います。ぜひ、しっかりと内部で協議をしていただいて、せっかくのもうけるチャンスをむざむざと逃がすことなく、民間会社の社長であった齊藤市長として、株式会社飯塚市で、ある意味、飯塚もここにしっかりと参入しながら、地域の種をここにつくり込みながら、大きく育てていただきたいと思っています。

それでは、その情報産業部門に関する質問に移らせていただきます。情報産業部門に関する市の産業政策についてはどのようになっておりますか。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

今の質問の趣旨からしますと、ちょっとわかりませんでしたので、すみません、もう1度お願いします。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

情報産業部門に関する市の産業政策はどうなっておりますでしょうか。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

失礼いたしました。情報産業政策につきましては、飯塚市には産業系の大学等がございまして、飯塚トライバレー構想第1ステージから現在の第3ステージまで展開しているところでございます。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

それでは現状はどうでしょうか。トライバレー構想は第1期が2003年から2007年、第

2期が2008年から2012年、第3期、現在が2013年から2017年というふうになっておりますが、市総労働人口に占める情報産業分野の労働人口並びに生産額等について、ご案内ください。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

市内の情報系産業の労働力人口の推移につきましては、事業所、企業の統計調査のデータのほうからお答えさせていただきます。トライバレー構想策定前の平成13年でございますが、人口としては101人、トライバレー第1ステージの期間でございます平成18年が205人、第2ステージの最終年度でございます平成24年が235人でございます。なお、生産額、売上高についてはデータがございませんので、ちょっと把握はしておりません。事業所数につきましては、平成13年が11社、平成22年が22社、平成24年が21社というふうに推移しております。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

新産業創出ビジョン、いま売上高がないというお話だったのですが、これの第1期、第2期を見てみても、目標となるのは何社、何人、幾らだったのですか。ここら辺をきちんとつかまえてないと比較が難しいのではないかと考えています。それでは、現状この情報産業部門に関しては、私は一時期からすると熱気が冷めて停滞しているのではないかと考えています。市としてはどのように把握しているのか、課題等がございましたらお聞かせください。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

先ほどのご質問に答弁させていただきましたように、近年は市内の情報産業系の労働力人口や事業者数の増加はなかなか見えてない状況でございます。このことにつきましては、長引く景気低迷に加えまして、情報系産業の市内及び近隣でございますが、市場が少ないことが1つの要因と考えています。現在の市内情報系企業につきましては、飯塚に拠点を置きながらも、市場が大きい福岡市や東京など、大都市への市場を求めまして、営業活動を日々行っている企業が多く、このことから新たな情報系の創業や市内への移転が停滞しているものというふうに分析しております。このことが1番、市内情報系産業の課題であると考えております。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

まさに市場がないというお話だと思います。先ほどお話が、市のICTの部分ですね、戦略の部分でも、残念ながら参入ができていない。ここでもマーケットがない、閉ざされているんです。では、そういった課題に対して、どのように打開をしていくおつもりですか。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

情報系産業につきましては、今までにさまざまなソフトウェア系とか情報処理系、インターネットとかウェブ系のサービスとか、ある程度産業としては成熟した産業であるのではないかと考えております。今後の情報系産業につきましては、インターネット等を利用して製造業や農業、ヘルスケア分野、サービス業などとあらゆる分野でIoT、いわゆるもののインターネットと言われているものとございますが、これが増加するものと考えておりますので、そのような情報系

産業の市場拡大や人材不足も懸念されているところがございますので、本市といたしましては、毎月、定例的に行っておりますニーズ会などを活用したIoT化の普及啓発、情報企業と他業種が交流できるオープンスペースを検討していくことになっていきたいと思います。このことにより、情報系産業の市内市場の拡大が図れる。また、技術開発や人材確保のために情報系企業の市内への移転や創業の促進に向けて、アプリコンテストの開催やテックスタジオの支援などによりまして、市内の情報系人材の育成を図り、市内市場の拡大を図っていきたいと考えております。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

今のお答えはまさに新産業創出ビジョン、52ページ、施策の柱と基本施策、まさにこの部分であると思いますし、ここからはみ出たお話はございませんでした。ただですね、再三再四ご提案している制度がございます。それはトライアル発注制度です。やはり市場がないというのと同様に、このあたりのベンチャー企業と言われるところで、やっぱり厳しいのは、実績がないと言われることであります。そういった部分で市役所として使えるものがあれば使っていただき評価をする。そしてまた、それに対して営業を、例えば一緒に行くというふうなことでやってはどうかというお話を、再三再四しております。そして今回の、この2013年3月にまとめた新産業創出ビジョンの中にも、企業からのアンケート結果として、販路開拓には地元での販売実績が必要だ。トライアル制度を導入してほしい。ベンチャー、建設等々ですね、こういった記述があるんですが、その点については、どのようになされるおつもりですか。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

トライアル発注制度につきましては、質問議員がたしか4年前ぐらいだと思いますが、ご質問されたこと記憶しております。トライアル制度につきましては、今、議員のほうから説明がありましたように、アンケート調査結果の中でもですね、今言われたように販売実績のためにトライアル制度を導入してほしいと、ベンチャー企業や建設業の方からのご意見があるのも事実でございます。このトライアル制度につきましては、全国で県単位の導入はかなり進んでおりますが、現在のところ多くの自治体、市町村では導入がなかなか進んでいないのが現状でございます。

また、中小企業庁の資料におけますデータによりまして、なかなかトライアル発注に伴います製品の認定や実際の予算化、もしくは購入等も、現実にはまだまだ進んでないということでございます。実態としてはそういうことでございますが、先ほどから議員がいろいろ情報化に関しては地元の企業等を育成するために必要ではないかというご意見でございますし、うちの部署といたしましてもですね、できるだけ地元企業、ベンチャーや学生の開発したものは、使えるものであればできるだけ多く導入したいという考えはございますが、それが本当に役立つとか、それをどうやって認定するのかとか、そういうこともございますので、例えばそういう企業からテストをしてくれとか、試しに使ってくれとかいうことであればですね、そのような形の中でこの制度を模したような形で、まずは進めてみたいと考えております。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

先方から話があったからやるのと、逆にこうやってやるので、テストかもしれないけれど、どうですかと言うのでは、やはり企業の受ける感覚は大分違うと思いますよ。どうせやるのだったら、市のほうから積極的にやりましょうよ。先ほど、ほかのところでの導入事例が少ないというお話がありました。前例がないからと、そういうことですよ。であるのだったら、前例を飯塚市が作ります。やればいいじゃないですか。そう思っています。

いま I o T 化の話がありました。その部分はかなりこれから先ずっと進んでいくんだと思っています。農業しかり、工業しかり、工業の部分ではインダストリー 4.0 とか言われながら、それこそスマート工場というふうな話も出ています。そういった部分も含めて、各産業の I C T 化についてどのように進めていくおつもりなのか、お聞かせください。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

いま農業の例を出されましたけども、市内でも、例えばイチゴ栽培でかなりの実績を上げておられる方も数多くおられますが、例えばイチゴ栽培におきましても、休みがまったくない。というのは、水やりや温度管理が難しく、そのために家族旅行も行けないという話も聞いております。例えばそういうソフトを開発して、東京にしながら水をやったり、温度管理ができるようなシステムの構築があればですね、そういう時間でもできるのではないかとということもありますので、そういうようなさまざまな事例がございますので、いろんな研究機関や大学等とも、いろんな調整、協力をしながらですね、市内の企業にも働きかけながら、そういうものを進めていきたいと考えております。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員にお知らせいたします。発言残時間が3分を切っておりますので、よろしくお願いたします。14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

ここに平成27年度情報通信白書のポイントがございます。第3章地域の未来と I C T と言う部分で、地方の企業では都市部に比べて I C T 利活用が遅れが見られると。地方の I C T 利活用が都市部と同程度にまで進展した場合、地方において約20万人の雇用創出効果が見込まれる。そしてまた地域と地域外との情報や物の交流を活発化し、交流人口、定住人口増加に貢献できると。また、さらには防災、防犯、教育分野等を中心に I C T 利活用の実施率は着実に上昇しているという報告がございます。

やっぱりこういった部分に関して、どれだけ先を見越しながら手を打てるかです。そういったものを考え合わせると、この飯塚市として情報産業、I C T の部分に関してどうやっていくか。そういった戦略を定めることが必要だと思っておりますが、その点についてはどのようにお考えですか。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

I C T の戦略をどのように進めていくのかというご質問ですが、先ほど情報化推進担当次長のほうからも行政における I C T の進め方についてお話がありましたが、私のほうからは、先ほど答弁しました I o T などの情報推進、I C T 戦略について若干お答えしたいと思います。製造業や農業など異業種と I T の融合による I o T を進めることによりまして、情報系産業の市内市場の拡大、競争力強化を図っていきたいとは考えております。そのために異業種間交流ができますオープンスペースの設置や3Dプリンターなど多様な工作機器を備えたワークショップでございますファブラボの設置など取り組みを、現在、進めているところでございます。また同時に、市内3大学の優秀な学生や若年層に対する人材育成を行いまして、域内市場の拡大と豊富な情報系人材の確保によりまして、情報系企業の創業や市外から市内転入の促進による情報系産業の集積を図ってまいりたいと考えております。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

平成21年第5回議会でも市側の答弁は、早期に I C T、地域情報化に関する計画を策定する

必要があるのではないかという問いに関して、そのように考えるという答弁だったかと思いますが、情報化担当として、そうではありませんでしたか。

○議長（鯉川信二）

情報化推進担当次長。

○情報化推進担当次長（大庭章司）

そのようにお答えをしております。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

第1次飯塚市総合計画を見ても、戦略プロジェクトの第1は、情報・流通・教育拠点都市形成プロジェクトでございます。今お話したように、全産業に入っていくわけですから。そしてコミュニケーションの基礎となる部分なのです。これをどれだけきちんとやっていくのか。それによって、まちの姿は大きく変わります。後を追いかけるのか、それとも前を走るのか。今あっております朝ドラ「あさが来た」、前を走っているのは、加野屋さんですね。加野炭鉱をやりながら、次は銀行をやろうかというお話が今ちょうど出ています。その時代に遅れたのが、姉のはつが嫁いだ山王寺屋さんです。山王寺さんは、今は和歌山でミカンをつくられていると。どちらを目指すのかですよ。人材育成、いろんなことを考えても、これから先いっぱいやることあるんです。

○議長（鯉川信二）

発言時間がなくなっておりますので、まとめてください。

○14番（江口 徹）

ぜひ早期に戦略をまとめること、そしてその戦略をまとめるにあたり、地域の大学、そして実業界ともどもと一緒に話をしながらやること。当たり前のことですが、それをぜひ早期にやっていただくよう要望いたしまして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鯉川信二）

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時11分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長（鯉川信二）

本会議を再開いたします。

「議案第133号」を議題といたします。

24番 道祖 満議員の質疑を許します。24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

議案133号の中で、平成27年度飯塚市一般会計補正予算（第4号）、第3表、債務負担行為（追加）、野見山画伯ステンドグラス制作委託料3321万円に関して、今回予算書に計上するまでの、このステンドグラス制作に関する協議等の過程はどうなっておるのか、ステンドグラスの設置の目的と設置の効果、設置場所についてどう考えておるのか、まずお尋ねいたします。

○議長（鯉川信二）

総務課長。

○総務課長（中村雅彦）

平成25年8月に当時の飯塚文化協会から新庁舎における市民文化コーナーの設置についてのお願いが提出され、平成26年6月より南側に張り出した多目的ホールでの機能について協議を

行う中で、野見山暁治画伯の絵を推薦する声が上がっております。

これと並行しまして、野見山暁治画伯原画のステンドグラスが博多駅や福岡空港に設置されていることを知り、新庁舎での設置の可能性を探っております。昨年11月に文化勲章を授与され、日本を代表する画伯の作品を新庁舎の象徴とすべく、設置の方向を決めたものです。またことしの8月に画伯に面談し、議会の承認を前提としたうえでの制作について内諾をいただいた次第で、その後、設置可能な場所の選定、制作に要する期間、予算等の協議を進め、今議会に債務負担行為を計上したものでございます。

また、ステンドグラス設置の目的につきましては、文化勲章を受けられた日本を代表する飯塚市出身の洋画家の作品が新庁舎の玄関を飾り、多くの市民が自由に鑑賞できることで、真の芸術品を身近に感じられること。

また、ステンドグラスのテーマは契約時に画伯と協議したいというふうに考えておりますが、住みたいまち、住みつづけたいまちづくりを目指す飯塚市の希望あふれる未来を描いていただくことができれば、市民に夢を提供できるというふうに考えております。

また、効果としましては、ステンドグラスは千年持つとも言われており、未来まで市の文化財として残すことができ、作品を通じて末永く市民の豊かな感性や心を育むことができるというふうに考えております。

また、ステンドグラスの設置場所につきましては、庁舎を訪れた市民が必ず目にできるよう、また、自然光によるステンドグラスの美しさが映えるように、正面玄関を挟んで設置する提案が野見山画伯のほうからなされております。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

文化勲章をもらった方のステンドグラス、これはそれなりに価値があるものだと私は思います。思いますけれど、新庁舎そのものも、合併のある意味では、1市4町が合併して新飯塚のシンボルだというふうに思っているんです。その中にね、こういうステンドグラスが飾られるということは、私はそれなりに、やっぱり評価するものなんですけれどね。それとあわせもって、今もう合併10年ということで、いろいろな事業をやろうとしておりますよね。そうであるならですね、まず、こういう予算をのせるならば、これは、できあがり平成29年の4月以降になってくるわけですから、その間に、せっかくこういう予算をのせるならば、その間に野見山画伯の今日までの絵とか、そういうものを、金がないから、写真でも結構ですから、その偉大なる野見山画伯の作品の展示、そういうことをやはり考えていただけたらなというふうに思いますが、この予算の審議の中で、ぜひこういうことを考えていただきたいと思うのです。

それとともに、今回の一般質問等を通じて、いろいろ市民の要望があつておりました。文化芸術の1つの象徴であるということで、このステンドグラスを飾るのであるならば、次代を担う子どもたちに対する文化芸術に関与するようなものを予算づけして、10周年記念にするとか、そういうようなことも、ぜひ、文化行政のあり方、この予算の審議の中で、そういうことを、ぜひ委員会のほうで審議していただきたい。例えば、一般質問の中で吹奏楽に備品を欲しいとかいろいろ言っておりました。文化行政じゃないですか、そういうことはね。ステンドグラスを飾るのも文化行政、市民の誇りという形で。ただ次代を担う子どもたちにも、やはり10周年を記念して前向きに取り組むようなことを考えていくべきではないかと思っておりますので、せっかくの素晴らしいステンドグラスを飾るのですから、そのときにやはり掘り下げた審議をやっていただきたいということをお願いして終わります。

○議長（鯉川信二）

審査要望ということでいいですか。

質疑を終結いたします。本案は、総務委員会に付託いたします。

「議案第134号」から「議案第137号」までの4件を一括議題といたします。

本案4件については、いずれも質疑通告があっておりませんので、質疑を終結いたします。

議題中、「議案第134号」から「議案第136号」までの3件は、いずれも厚生委員会に、「議案第137号」は、経済建設委員会に、それぞれ付託いたします。

「議案第138号」を議題といたします。

7番 川上直喜議員の質疑を許します。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

予算書の195ページ、2款、受託事業収入、1項、受託事業収入、1目、受託事業収入、場外発売業務負担金として、増額補正7104万4千円が計上されております。これについて説明を求めます。

○議長（鯉川信二）

公営競技事業所長。

○公営競技事業所長（井出洋史）

場外発売受託収入と申しますのは、6場でいま開催をいたしておりますが、本場で開催した分をよその場で売っていただく分ですね。それを場外出しと申します。それからまた、よその場のやつを飯塚場で売る分、これが場外受けということで、飯塚で売ってやった分を手数料としていただく分が場外発売の受託分ということで、収入増ということになります。これが当初予算の日数よりも、日数がふえておるとということで、7104万4千円の増額補正といたしております。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

この増額については、どのように評価していますか。

○議長（鯉川信二）

公営競技事業所長。

○公営競技事業所長（井出洋史）

収入が上がることでございますので、喜ばしいことと考えております。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

次に、196ページの6款、諸収入、2項、財団法人JKA交付金還付金、1目の財団法人JKA交付金還付金、皆増で1億6058万4千円、補正額増額になっております。これについて説明を求めます。

○議長（鯉川信二）

公営競技事業所長。

○公営競技事業所長（井出洋史）

JKA交付金還付金と申しますのは、小型自動車競走法第21条に基づきまして、小型自動車競走事業に係る収支決算において、経済産業省令で定める方法により算定した結果、赤字が確定した施行者に対しまして、前年度に納付をいたしました1号及び2号交付金の額を限度といたしまして、赤字相当額の交付金を還付請求できることとなっておりますところでございます。これに基づきまして、認定申請した額が1億6058万4000円となっておりますところでございます。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

3点目ですけれども、予算書199ページ、1款、競走費、2項、事業費、2目、包括的民間業務費、1309万円の増額補正となっております。これについても説明を求めます。

○議長（鯉川信二）

公営競技事業所長。

○公営競技事業所長（井出洋史）

包括的民間委託料につきましては、この委託の方法といたしまして、収入総額から、必要経費、いわゆる義務的経費と、諸々の義務的経費を差し引いて、その後、収益補償額を引いた残りが包括的民間委託料という位置づけをいたしております。当初予算におきましては、6億3000万円余りを委託料として計上いたしておりましたけれども、売り上げ収入が、上半期において若干でございますが、伸びておりますので、それを反映いたしまして、それに準じて委託料も若干伸びたということでございます。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

1日当たりでどれくらい入場者がふえて、それに伴う売り上げはどのくらいふえたのか、お尋ねをしておきます。

○議長（鯉川信二）

公営競技事業所長。

○公営競技事業所長（井出洋史）

9月末現在におきましては、上半期分といたしまして、売り上げにつきましては、前年同額程度を推移しておるところでございます。しかしながら、レースのグレードレース等々ございます。昨年は、前半にグレードレースが2レースありました。今年度につきましては、1月、2月にグレードレース控えておるような状況もございますので、一概に比較はできませんが、売り上げにつきましては、前年並みということございまして、入場者につきましては、若干本場開催の入場者は減り気味でございます。しかしながら、ネット投票なり、電話投票等々が伸びておりますことから、全体的には若干の伸びを示しておるところで売上総額を見込んでおりますことから、委託料につきましても、若干の増額補正ということでございます。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

9月14日に、経済建設委員会に、あなた方が提出した、その包括的民間委託後の売上状況等についての資料、これを見ますと、4月から8月までの集計があるんですね。前年度との比較で言うと810万円売り上げがふえていることになっているんですよ。そして、入場者数はですね、217人ということで、800万円と、200人ということで考えると、平均で1人当たり4万円という数字に見えるのだけど、違うのですか。

○議長（鯉川信二）

公営競技事業所長。

○公営競技事業所長（井出洋史）

議員申されますように、本場開催につきましては、入場者数は微減という状況でございます。年々微減の状況が続いておるところでございます。これにつきましては場間場外売り、あるいは専用場外売り、それから民間ポータル等を活用いたしましたインターネット販売により、その辺を上回る売り上げを今後も期待しておるところでございますが、今まで上半期を見ましても、そのオフィシャル、いわゆる電投と申しますが、あるいは民間ポータルサイトのインターネット販売、それから場間場外の伸びと、バランスがとれておるところでございます。今後もこのインターネット販売につきましては、期待をしておるところでございます。

○議長（鯉川信二）

質疑を終結いたします。本案は、経済建設委員会に付託いたします。

「議案第139号」から「議案第143号」までの5件を一括議題といたします。

本案5件については、いずれも質疑通告があっておりませんので、質疑を終結いたします。

議題中、「議案第139号」から「議案第141号」までの3件は、いずれも経済建設委員会に、「議案第142号」及び「議案第143号」、以上2件は、いずれも市民文教委員会に、それぞれ付託いたします。

「議案第144号」を議題といたします。

7番 川上直喜議員の質疑を許します。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

平成27年度の予算書ですね、補正予算書1ページ、平成27年度飯塚市水道事業会計補正予算（第1号）ですけれども、第3条の第1款、水道事業収益、第1項、営業収益、かなりの減額補正となっています。説明を求めます。

○議長（鯉川信二）

上下水道局総務課長。

○上下水道局総務課長（中村武敏）

給水収益につきましては、近年の節水志向等により毎年度減少をしております。特に今年度は、夏場の日照不足や低温度等により水道水の使用量が大きく減少しており、大口使用者であります企業等の使用水量が軒並み減少し、今回の減額補正の要因となっております。

○議長（鯉川信二）

7番川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

2点目は、同じページですけれども、第4条、第1款、資本的収入の第7項、固定資産売却代金、この説明を求めます。

○議長（鯉川信二）

上下水道局総務課長。

○上下水道局総務課長（中村武敏）

今回補正を行っております固定資産売却益等合計で5240万6千円につきましては、水道施設用地を売却したことによるものでございます。

土地の所在は飯塚市楽市の旧楽市水源地跡で、面積は2915.27平方メートルであります。昭和41年ごろ廃止をいたしまして、その後、楽市自治会にゲートボール場として貸し付けていたものでございますが、平成26年4月に、楽市自治会よりゲートボール場として使用しないということで返還がございました。これを受けまして、遊休資産として、売却を決定したものでございます。

補正予算書4ページの固定資産売却代金4050万3千円は、土地の資産帳簿価格に当たるもので、3ページになりますが、固定資産売却益1190万3千円は、売買代金から帳簿価格を差し引いた売却益となっております。

売却については一般競争入札を実施いたしまして、3者の応札で、高栄土地開発株式会社が落札をされております。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

経過を少し確認したいのは、これは、この物件を見つけた業者が売却を申し出たために、公売にかけたのか。それとも市がみずからの判断で、もともと公売という判断をしておったのか、市と言うか、水道局、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

上下水道局総務課長。

○上下水道局総務課長（中村武敏）

上下水道局の判断で売買に至ったものでございます。

○議長（鯉川信二）

質疑を終結いたします。本案は、経済建設委員会に付託いたします。

「議案第145号」を議題といたします。

本案については、質疑通告があつておりませんので、質疑を終結いたします。

本案は、経済建設委員会に付託いたします。

「議案第146号」を議題といたします。

7番 川上直喜議員の質疑を許します。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

予算書の19ページ、平成27年度飯塚市下水道事業会計補正予算（第1号）、第3条、第1款、下水道事業収益、第1項、営業収益の補正予定額920万3千円が出ております。これ増額なんですね。水道事業のほうは、先ほど言われたような事情で減額補正、かなりな数になっていきますけど、下水道のほうがこれだけの増額というのは、どういう事情か、お尋ねをしておきたいと思ひます。

○議長（鯉川信二）

上下水道局総務課長。

○上下水道局総務課長（中村武敏）

下水道事業につきましては、毎年度、計画に基づいた面整備を行つておりまして、今年度、接続世帯数が当初の見込みより増加したことに伴ひまして、下水道使用料も増額したものでございます。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

そうすると上水道の使用料減の影響についてはどうですか、これマイナスに働いていると思うんですけど。今のは、増の影響のことを言われましたでしょう。上水道のほうの使用減によるマイナス影響があつたはずなんですけど、そこのところはどう評価されていますか。

○議長（鯉川信二）

上下水道局総務課長。

○上下水道局総務課長（中村武敏）

下水道事業につきましては、旧飯塚市のみでございまして、今の1市4町全体で言えば、水道料金は減つておりますが、下水道事業につきましては、旧飯塚市の中で毎年接続世帯数もふえておりますので、その分はふえているということでご理解をお願いします。

○議長（鯉川信二）

質疑を終結いたします。本案は、経済建設委員会に付託いたします。

「議案第147号」から「議案第163号」までの17件を一括議題といたします。

本案17件については、いずれも質疑通告があつておりませんので、質疑を終結いたします。

議題中、「議案第147号」から「議案第150号」までの4件は、いずれも総務委員会に、「議案第151号」は、経済建設委員会に、「議案第152号」は、厚生委員会に、「議案第153号」は、市民文教委員会に、「議案第154号」から「議案第157号」までの4件は、いずれも経済建設委員会に、「議案第158号」は、総務委員会に、「議案第159号」は、厚生委員会に、「議案第160号」から「議案第162号」までの3件は、いずれも総務委員会に、「議案第163号」は、経済建設委員会に、それぞれ付託いたします。

「議案第164号」を議題といたします。

24番 道祖 満議員の質疑を許します。24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

議長、164号ということで、なっておりますけど、指定管理者の関係で、165号もあわせ持ってますね、お尋ねしていいですか。「議案164号 指定管理者の指定（サン・アビリティーズいいづか）」、「議案第165号 指定管理者の指定（飯塚市斎場）」、これについて、私は、指定管理者制度と公契約のあり方について、平成27年9月の市議会で一般質問をしております。この際、総務部長答弁に関連してお尋ねしたいのですが、その際の部長答弁は「現行の体制を見直すなどして、いろいろと検討していきたい。」また副市長は、この質疑のやりとりの中で「少し勉強させていただきたい」と、「時間をください」ということでありましたが、これは12月の議案として出されておりますけれど、一般質問をした際には、もうすでにこれは公募をしていたというふうになるんですかね、まず。

○議長（鯉川信二）

総合政策課長。

○総合政策課長（諸藤幸充）

そのとおりでございます、公募を終わっております。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

ということは、まだ検討した内容は入ってこないということになると思うのですが、ここで深くお尋ねするつもりはないんですけど、今後、指定管理者制度のあり方について、どのように考えておられるのか、その点だけ確認させていただいて、そして、その内容を持って、指定管理者のあり方を、委員会の中で十分協議してもらいたいと思っております。ですから、どういうふうに考えておられるかという考え方だけ示していただけないですか。

○議長（鯉川信二）

総合政策課長。

○総合政策課長（諸藤幸充）

まず、ご指摘の指定管理期間につきましてでございます。これにつきましては、指定管理者制度導入に係る指針におきまして、原則5年間とすると。ただし、特別の理由がある場合は相当期間とすることと現在いたしております。現在、指定管理を導入しております15の施設のうち14の施設は、この5年間ということでしております。

飯塚市立病院につきましては、指定管理期間を30年間といたしているところでございます。本市の指定管理制度につきましては、平成15年度に導入して以来、10年以上が経過をいたしております。9月議会での質問議員の一般質問及び指定管理者の指定議案の折に、ご意見のございました内容等も踏まえまして、いろんな課題が生じているということを確認いたしております。

今後の課題といたしましては、各施設のそれぞれの目的、性質、業務内容等を勘案した中で、募集の方法を含めまして、指定管理者の応募、それから資格要件に関する事項、またご指摘のございました指定管理期間の妥当性につきましても、それぞれ各施設の性質を勘案しながら、課題として考えていく必要があるというふうに考えておりますことから、早急に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（鯉川信二）

質疑を終結いたします。本案は、厚生委員会に付託いたします。

「議案第165号」を議題といたします。

8番 宮嶋つや子議員の質疑を許します。8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

「議案第165号 指定管理者の指定（飯塚市斎場）」についてです。まず、この指定管理の選考の経過についてお尋ねします。

○議長（鯉川信二）

環境整備課長。

○環境整備課長（大久保秀信）

飯塚市斎場の指定管理者選定の経過、これにつきましては、本年7月1日から8月31日までの期間において公募をいたしまして、現地説明会、申請受付をいたしました結果、4団体の応募がございました。その後、指定管理者選定委員会が9月16日、10月7日、10月20日の計3回行われまして、10月22日付で当該選定委員会より答申がなされたものでございます。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

イービス・グループ有限責任事業組合という、あまり聞き慣れない名前なのですが、どのような団体でしょうか。業務内容もあわせてお願いします。

○議長（鯉川信二）

環境整備課長。

○環境整備課長（大久保秀信）

今回、候補者となりましたイービス・グループ有限責任事業組合でございますけれども、議案書のほうにも記載しておりますように、所在地のほうは三重県四日市市でございまして、代表者は斎藤孝宏さんということでございます。

この組合は7者の法人が出資して成立しました有限責任事業組合でございまして、この組合は、主に斎場施設、墓苑の管理運営業務、それから有料道路の料金収受、道路管理業務等を受託している事業者でございます。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

責任事業組合という言葉がものすごく耳慣れないのですが、どういうふうに解釈したらいいのでしょうか。

○議長（鯉川信二）

環境整備課長。

○環境整備課長（大久保秀信）

有限責任事業組合とは、有限責任事業組合契約に関する法律に基づいて構成される組合で、通称LLPとも呼ばれております。

このLLPの主な特徴といたしましては、3点ございまして、まず、1点目が有限責任ということで、出資者たる組合員が出資額の範囲内で責任を負うということ。次に、2点目といたしまして、内部自治原則ということで、組合員の出資額の多寡にとらわれることなく、利益の配分や権限などを自由に決めてよいこと。最後に、3点目、構成員課税ということで、組合員レベルでは法人税は課税されないと、利益配分があった場合は、その出資者に直接課税されるということでございます。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

では、実績についてお尋ねします。特に近隣での実績があるのかどうか。

○議長（鯉川信二）

環境整備課長。

○環境整備課長（大久保秀信）

このイービス・グループは全国でこういう指定管理業務を受注というか、請け負っております。

それで、近隣ということでございますと、九州では宮崎県のほうで斎場の指定管理を行っているという状況でございます。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

九州管内では宮崎県だけだということですね。それでは、現在の人員と言うか、その体制の人数と今回のこのグループが受けた場合の人員体制はどういうふうになるのか、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

環境整備課長。

○環境整備課長（大久保秀信）

このグループ全体の人数というのは、ちょっと把握はいたしておりませんが、今回、飯塚市の斎場で、指定を受けた場合ということ言えば、申請の内容によりますと、9人でこの斎場運営にあたるというようなことになっております。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

現体制はどういう人数になっているのか、そのふえたりとか、減ったりしないのかどうか。

○議長（鯉川信二）

環境整備課長。

○環境整備課長（大久保秀信）

現在、行っております指定管理者のほうでは、斎場のほうに6名勤務をいたしております。主に火葬のほうに4名、あとは待合室の接客等で2名ということで、常時6名ということになっております。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

それでは人数はふえるということですね、体制としては。これは地元雇用とかいうことはあるのですか。

○議長（鯉川信二）

環境整備課長。

○環境整備課長（大久保秀信）

提案の中では地元の雇用を多くやっていきたいというようなことが記載をされております。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

ぜひ、どのくらいの雇用があるのかというの、きちんとしていただきたいと思います。会社は四日市にあるということですが、事業所なり連絡所なり、何かそういう場所は、飯塚なり近隣に設けられるのかどうか、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

環境整備課長。

○環境整備課長（大久保秀信）

市内に事業所を有しない団体が指定管理者に指定された場合、協定を締結いたしますが、協定締結後、速やかに市内に事務所または事業所を置くということが要件ということになっておりますので、この設置されました事務所等が飯塚市における拠点ということになると思います。

○議長（鯉川信二）

質疑を終結いたします。本案は、市民文教委員会に付託いたします。

「議案第166号」及び「議案第167号」、以上2件を一括議題といたします。

本案2件については、いずれも質疑通告がおりませんので、質疑を終結いたします。

「議案第166号」及び「議案第167号」、以上2件は、いずれも経済建設委員会に付託いたします。

「議案第168号」を議題といたします。

7番 川上直喜議員の質疑を許します。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

今回の議案上程ですけれども、去る6月議会においてああいう判断が下ったわけですから、その後の経緯をお尋ねします。

○議長（鯉川信二）

経済施設等対策室主幹。

○経済施設等対策室主幹（原田一隆）

質問議員の言われますとおり、本年6月の議会におきまして、飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例、この議案の否決を受けましてから、これまでの間、筑豊ハイツの今後のあり方につきまして、いろいろと検討してまいりましたが、結果、今日までに一定の方向性を見出せるまでには至りませんでしたので、今回、指定管理による管理運営の継続ということで、指定管理者の指定の議案を提案させていただいた次第でございます。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

やむを得ずという、何かあのニュアンスがこもっておるんですけれども、共産党は、この方向を支持しています。筑豊ハイツの今後のあり方についても、さまざまに検討がなされているかと思うのですけれども、今、どういう検討をしていますか。

○議長（鯉川信二）

経済施設等対策室主幹。

○経済施設等対策室主幹（原田一隆）

筑豊ハイツの施設が抱えます課題といたしまして、昭和56年以前に建設された建物でありますことから、今日の耐震基準を満たしていない可能性があるということがございます。今後、耐震診断の義務化によって、耐震診断の必要性が生じること、その診断の結果、耐震化工事が必要となる可能性があること、そして耐震化工事が可能か不可能か、わかりませんけれども、可能であったとして、一般的な耐震化工事の場合で、概算で約2億円、大規模改修が必要となった場合、概算で約17億円という費用が発生する可能性がありますことから、近い将来において、当該施設の抜本的見直しを行う必要があるということにつきましては、これまでも委員会等でご説明をしてきたところでございますが、こうしたものを含めまして、種々検討している段階でございます。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

この際ですから一言考え方を述べておきたいと思うのですけれども、実は、10年以上前になりますけれども、福岡西方沖地震並みの地震が飯塚を襲った場合は、この庁舎、壊滅するわけですよ。それから旧校舎の小中学校も壊滅する状況だったわけですよ。それで10年前から、共産党は直ちに耐震補強をやるべきだという主張をしてきたんですね。10年もの間、長い間よくそういう地震が来なかったものだというふうにも思うのだけれども、翻ってこの筑豊ハイツについて言えば、直ちに私は、耐震化のための診断を行い、その結果に基づいて、できるだけ費用がか

からない方法で耐震補強工事をやるべきだと、そして、その姿について醜くなるのではないかと、ホテルらしくないのではないとかいう心配があるようですけれども、飯塚の、公設の宿舍はこういうものだというのを、逆にね、売りにしたらいいのではないかと。市街地の新しくできつつあるというふうに言われておると思うのだけども、そういう物とは、やっぱり区別、こう違いを強調するような工夫をしたらいいと思うんですよ。筑豊緑地、ウェルネス構想とのリンクが直接ある地ですから、これを生かしてね、「食う・寝る・遊ぶ」とか言うじゃないですか。こういうのとリンクしながらね、やっていけば、民間に任せずに、市が直接関与した、新しい可能性を切り開くことができるのではないかと思います。くどいですけど、そのためには、耐震診断を早急にやらなくてはならないと思います。宿泊されている方が、万一のことがあるということがないように意見を述べておきたいと思います。

○議長（鯉川信二）

質疑を終結いたします。本案は、経済建設委員会に付託いたします。

「議案第169号」から「議案第171号」までの3件を一括議題といたします。

本案3件については、いずれも質疑通告がございませんので、質疑を終結いたします。

議題中、「議案第169号」は、市民文教委員会に、「議案第170号」及び「議案第171号」、以上2件は、いずれも経済建設委員会に、それぞれ付託いたします。

「議案第173号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」及び「議案第174号 指定管理者の指定（健康の森公園市民プール及び体育施設）」、以上2件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長（田中秀哲）

ただいま上程されました議案について、提案理由の説明をいたします。議案書をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。「議案第173号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、一般職の職員の給与に関する法律が改正され、国家公務員の給与の改定が行われたので、これを参考にして、本市職員の給与を改定するものでございます。

13ページをお願いいたします。「議案第174号 指定管理者の指定」につきましては、健康の森公園の市民プール、多目的施設、多目的広場の指定管理者として、「飯塚市体育協会・水泳協会・飯塚スイミングスクールグループ」を、平成28年度から5年間、指定するものでございます。

以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わります。

○議長（鯉川信二）

提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

議題中、「議案第173号」は、総務委員会に、「議案第174号」は、厚生委員会に、それぞれ付託いたします。

提出されております請願が2件あります。お手元に配付しております請願文書表に記載しておりますとおり、「請願第3号」は、厚生委員会に、「請願第4号」は、市民文教委員会に、それぞれ付託いたします。

お諮りいたします。明12月12日から12月17日までの6日間は、休会といたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、明12月12日から12月17日までの6日間は、休会と決定いたしました。なお、この間、ご苦勞とは存じますが、各委員会の開催をお願いいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、本日は、これにて散会い

たします。お疲れさまでした。

午後 3時06分 散会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 28名)

1番	鯉川信二	15番	福永隆一
2番	松延隆俊	16番	吉田健一
3番	瀬戸光	17番	秀村長利
4番	勝田靖	18番	明石哲也
5番	光根正宣	19番	藤浦誠一
6番	奥山亮一	20番	上野伸五
7番	川上直喜	21番	田中博文
8番	宮嶋つや子	22番	城丸秀高
9番	兼本芳雄	23番	古本俊克
10番	永末雄大	24番	道祖満
11番	守光博正	25番	平山悟
12番	田中裕二	26番	坂平末雄
13番	佐藤清和	27番	森山元昭
14番	江口徹	28番	梶原健一

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	田代文男		
次長	許斐博史	議事係長	斎藤浩
調査担当主査	林利恵	書記	淵上憲隆
書記	岩熊一昌	書記	宮嶋友之

◎ 説明のため出席した者

市長	齊藤守史	公営競技事業所長	井出洋史
副市長	田中秀哲	市民環境部次長	吉原文明
教育長	片峯誠	都市建設部次長	鬼丸力雄
上下水道事業管理者	梶原善充	会計管理者	森田雪
企画調整部長	森口幹男	総合政策課長	諸藤幸充
総務部長	石田慎二	総務課長	中村雅彦
財務部長	高木宏之	経済施設等対策室主幹	原田一隆
経済部長	伊藤博仁	環境整備課長	大久保秀信
市民環境部長	大草雅弘	上下水道局総務課長	中村武敏
こども・健康部長	田中淳		
福祉部長	金子慎輔		
都市建設部長	菅成微		
上下水道局次長	諫山和敏		
教育部長	瓜生守		
地域連携都市政策室長	久原美保		
企画調整部情報化推進担当次長	大庭章司		

